

き上げられたということによって、まず、通常逮捕について、罪証隠滅、逃亡のおそれ、これに加えて、被疑者が定まった住居を有しない場合又は正当な理由なく出頭の求めに応じない場合にのみ通常逮捕ができるという、後者の方の要件がなります。

返つてみますと、やはり現場は非常に緊張関係と
いうのがありますと、裁判官の名譽のために言つ
ておきますと、やはり警察であれば警部以上が逮
捕状の請求をすると、ということになるんですけども、
構成要件該当性、それから逮捕の必要性について
相当慎重な検討を行つて、それで裁判官のところに持つていく。極めて緊張関係があつたとい
うことを私自身は覚えていています。
ですから、この逮捕状発付についての司法判断

りがちなんです。ですから、そういういた意味での懸念を払拭していただくためにも、侮辱罪による現行犯逮捕は、机の上での論理は別として、そもそも、私は基本的に何でもないものじゃないかと思つています。

政治家として、法務大臣の御所見を承りたいと
思います。

○古川国務大臣 逮捕に関しまして、今回の法改正により、住居不定であることなどの制限がなくなくなることになりますが、それ以外の要件に変わりはない

つ、被害者の処罰意思もその場で相当明確である。ということが多いですから、これとは全然違うので、やはり侮辱罪というのはなかなか現行犯逮捕にはなじまないのかなどいうような感じはいたします。

もう一つ、ただ、質疑の過程で幾つか出てきて、これは誤解をしないように皆さんも考えていただきたいんですが、北海道警がやじを排除したという事案がありました。あれは、侮辱罪とか事件捜査ではありません。警察官職務執行法において危険な行為を除去するというような行政行為です。これについての当否は、今裁判が係争中ですから私ここで申し上げるつもりはありませんが、その北海道警の事案があつたからといって、この侮辱罪の現行犯逮捕がどんどんやられるようになります。ということは、これはあり得ない話で、そもそも、やはり侮辱罪というのは現行犯逮捕には基本

的にはなじまないというような犯罪であるということをしつかり押さえていかなければいけないと思ひます。

ただ、司法警察職員あるいは検察官の場合は、後でも申し上げますけれども、何が侮辱罪に当たるか、正当行為は何かということを、教育訓練を行っていくことは可能なんです。ただ、私人の場合は、公然と悪口を言われるとが侮辱罪を構成するというふうに誤解する人も出てくるかも分からません。

今までの質疑の中でもございました、侮辱罪の法定刑の引上げに伴つて、現行犯逮捕の要件から、住居若しくは氏名が明らかでない場合又は逃亡するおそれがある場合に限るという要件が外れます。そうすると、そのような誤解をした私人が現行犯逮捕して、例えば集会の場なんかで、あるいはデモ行進の場なんかで、それで警察職員のところに引致する、そういうことが数が多くなつてしまふんじやないか、それによつての混乱というのが生じるんじやないかという指摘もあります。

— 1 —

といふ違法犯でいたたいた件検査結果からその侮辱をもつて危険です。されども、ただといふことの如きは、法定行為は後でするに至ります。

被害を受けたうるので、捕に逮捕されてしまう。う一これまでまで、北海道の生じるおもに引く。そ。それによりま

質問するの當否これが問題でござる。されば、その點に於ては、おおむねは、北支那に於ける中國の反對する事は、何處かと謂ふべきである。それで、北支那に於ける中國の反對する事は、何處かと謂ふべきである。

その辺の過
海道の。あ
警察とい
は、つも
うつた
んど
あり
のは
よう
いか
るい
ども
いう
んを
れる
る人
ござ
く、現
明ら
集会
で、
うこ
れに
とい
ては

相当分明で、これヒヤウさんも者やじで挂ける。侮辱罪が執行する事務判が係争あります。行政犯逮捕はいつつあると判が係争あります。さればいはれればいいはれられるといふ話で、ただ、私犯逮捕をしたが侮辱罪であるといふと、監察官の提訴を、教育が侮辱罪であるといふと、逮捕をしたが侮辱罪であるといふと、かが侮辱罪であるといふと、なんなかでない場合をうなづく。しかし、この混乱を解をしたが侮辱罪であるといふと、どううなづく。」

○古川国務大臣 先ほど申し上げましたとおり、今回の法改正後も、現行犯逮捕は、正当行為などの違法性を阻却する事由がないことを含めて、犯罪であることが明白で、かつ、犯人も明白である場合にしか行うことができません。

また、いわゆる私人逮捕がなされた場合には、その後、被逮捕者の引渡しを受けた検査機関が逮捕の理由及び必要性について必ず判断することとなるわけです。さらに、現行犯逮捕の要件を満たさないにもかかわらず逮捕がなされたというような場合には、逮捕者は民事上、刑事上の責任を問われる可能性もございます。

したがいまして、今回の法改正が私人逮捕に伴う混乱につながることはないというふうに考えております。

○葉梨委員まあ、そうなんですね。結局、私人逮捕といふのは、ですから、余り私人逮捕といふのは行われるのは、後でその私人が、逮捕されることによつていろいろな責任というのを問われる事になる。ですから、ほかの罪種で、私人逮捕が現行犯であるなんて余り聞いていないでしょ。実際、ほとんどないんです。(発言する者あり)痴漢は後で申し上げます。実際に被害に遭つていますからね、本人が。

そういうような形で、痴漢の場合は後でちょっと話を申し上げますけれども、被害者がとてて説明はいたしますが、他の罪種でそんなにはないんですよ。これは、やはりそれを、私人逮捕行為であつたりしたら、まずその責任はあるでしょう。でも、それがもしかして正当行為で除外されるような行為であつたら、それこそ、損害賠償責任だとか逮捕監禁ということで、あるいは、痴漢の話がありました。これは実は階さんとも

お話ししたんですけども、痴漢の場合は、実際にお触られる、その触る行為とかが正当行為になるということはほとんどありません。しかも、自分が被害を受けているということで警察職員に引致する。そこで、やはりその供述が、触られたといふこと、それで正しいと推定されると、大体そのまま逮捕されることが多いわけなんですかね。よくありますのは、話している内容が実際に間違つた内容を供述していた、人違ひだつたといふことはあるかも分かりません。その場合は、でも、その後には、その私人は責めを、責任を負うことになります。

ただ、侮辱罪の場合、そういうことがあるかといつたら、しゃべっている人間は分かる、でも正当行為によって相当な部分が除外されますといふことがあります。ですから、明らかに、痴漢行為とは、概念といいますか、別の類型として考えいかなければいけないというふうに思います。

○葉梨委員 そうなんですね。今回の改正といふのは、いろいろな論点があるんですけど、立民さんからいろいろな案も出されているし、また、実際、インターネット上の誹謗中傷、これについて、いろいろな類型を考えながら検討していくかなきやいけない、そういう意見は本当に傾聴に値すると思います。

ただ、さつきも言ったとおり、基本的に处罚の範囲が広がるわけではない、通常逮捕については裁判官のチエックが働いて、現行犯にはなかなかじまない、私人逮捕もそれほど、それほどじやないですね、私人逮捕が濫用されるという危険性もない。じゃ、何なのかというと、やはり、木村響子さんのお話にもありましたけれども、この九千円、本当に九千円でいいんですか、九千円だったら、またやつたって、やり得じやないですか、この声には緊急に応えていかなければいけない、そういうことなんだろうと思うんです。

それに加えて申し上げると、私は、現場という特に少年が被害者となりますいろいろな事案、別に侮辱に限らないんですけども、いじめもあるか、少年警察も二年ほどやつたことがあります。特に少年が被害者となりますいじめのあるし、暴行もあるし、それから同じような名誉毀損的なものもあるし。これは、親告罪という、そういう罪がなされてから、悩むんですね、被害者というのは。訴えていいんだか、訴えてよくなあんだか、それが数か月かかってしまう。時効一年。じゃ、訴えようという意思が決まったときにはもうすぐ時効だ、それを事件化することもでき

置、科料は一万円未満でありまして、実際、木村花さんを被害者とする事件でも、いずれも科料九千円に処されておるわけです。このような法定刑ではその抑止に十分ではないという国民の意識が高まっております。

今回の法改正は、こうした国民の意識を踏まえ、侮辱罪の法定刑に一年以下の懲役、禁錮及び三十万円以下の罰金を加え、抑止力を高めるとともに、厳正な対処を可能にするものであります。もちろん、ほかの論点、これについてはまた更に中長期的な検討というのを、これは迅速にやつていかなければいけないとは思っています。

もちろん、ほんの論点、これについてはまた更に緊急に応えるということが今回の法改正なんだと思います。

そこで、やはりその時間と少し与えてあげる。そして、加えて、本当に九千円でいいのか、九千円だつたら、またやり得じやないか、その声に本当に緊急に応えるという時間が今回の法改正なんだ

ない。

そういうこともあって、木村響子さんが二十件

特定したというのは、まさに時効内の事件だといふことなんだろうと思いませんけれども、やはり、被害者が考える時間を少し与えてあげる。そし

て、被害者が考える時間と少し与えてあげる。そし

薬物犯罪等は薬物依存からの離脱などを指導するのではないかと理解しておりますが、そのほかの犯罪も、様々あります。犯罪に照らし合わせたその指導内容について、幾つか具体的な例をお示しいただきたいと思います。また、指導については、本人の意向や希望は反映されるのでしょうか。お伺いをいたします。

○佐伯政府参考人 お答え申し上げます。
拘禁刑下において実施する改善指導につきましては、現行法下と同様、特定の事情の改善に資するよう特に配慮して行う指導いたしまして、薬物依存離脱指導、暴力団離脱指導、性犯罪再犯防止指導、被害者の視点を取り入れた教育、交通安全指導などを実施することとしてございます。

これらの改善指導につきましては、従来から、受刑者の意思にかかわらず、改善指導及び円滑な社会復帰に必要となる指導を受けることを義務づけているところでございます。

他方、改善指導の効果的な実施のためには、改善指導に対する本人の希望、意欲等を丁寧に聴取し、動機づけを高めるための働きかけを手厚く行なうなど、これまで以上に効果的な改善指導の実施に努める必要があると考えてございます。

○福重委員 次に、現在は、刑務作業の時間の確保に縛られてしまい、再犯防止に向けた教育プログラムや指導を受ける時間が限られてしまうとの課題もあると伺っております。

この法律改正により、柔軟な対応が取れるようなことを願うものでありますけれども、一方、別の課題も浮かび上がってきております。それは、受刑者に対しての個別に処遇を行う範囲が拡大することです。刑務所は施設に従事する刑務官始め関係者の事務の負担が増えることが懸念されております。現在も、ケースワーカーや専門家、福祉や医療などの関係機関との連携を取られていると思いますが……

○鈴木委員長 申合せの時間が経過しておりますので、御協力お願いします。
○福重委員 はい、申し訳ございません。

古川大臣、まずは、これらの声に対し、現状、べきである。

じや、また、我々の同一会派の者からこの問題についても質問させていただくことになると思います。ますけれども、どうかよろしくお願ひ申し上げます。

以上で終わらせていただきます。ありがとうございます。

○鈴木委員長 次に、藤岡隆雄君。

速記を止めください。
〔速記中止〕

○鈴木委員長 それでは、速記を起こしてください。

○山田(勝)委員

立憲民主党の山田勝彦でございます。

次に、山田勝彦君。

○山田(勝)委員

するための具体的な対案を提出しています。今回の法改正、侮辱罪を単に厳罰化するだけでは救済範囲は広がらないとこれまでの答弁がなされています。本当にそれでいいのでしょうか。

本国会は子供国会とも呼ばれ、今まで児童福祉法の改正案や子ども家庭厅の設置法案に対する審議が活発に行われています。

深刻なのは、SNSによる子供のいじめの問題です。子供の不登校や自殺者が、過去最多を更新し続けております。そして、パソコンやスマホを使つたいじめは急増しています。子供を守るのは大人の責任です。それにかかわらず、例えば、グループLINE等による誹謗中傷に対しても、今回のが厳罰化、單なる厳罰化では十分に適用できない、この大変な社会問題に対して何ら手だてがされない状態です。一体、誰のための、何のための法改正なのか。

大臣、この法改正、救済範囲を広げる内容に修正すべきではないでしょうか。

○古川国務大臣 そもそも、インターネット上の誹謗中傷は、公然と行われると過激な書き込みが次々と誇張されていく、多数の者からの誹謗中傷の内容がエスカレートして、非常に先鋭化することがあるという特徴を有しております。こうした状況に至れば、他人の名譽を侵害する程度が特に大きく、抑止の必要性が高いということになります。

今般の法整備におきましては、侮辱罪の構成要件を変更しておらず、处罚対象となる行為の範囲は変わりませんが、法定刑の引上げにより、侮辱行為を抑止し、また、当罰性の高い悪質な侮辱行為に対し、これまでよりも厳正な対処を可能とすることが、インターネット上の誹謗中傷対策になると考えています。

すなわち、今般の侮辱罪の法定刑の引上げにより、公然と人を侮辱する侮辱罪について、厳正に対処すべき犯罪であるという法的評価を示すことによってこれを抑止する効果があるとともに、インターネット上で行われる当罰性の高い悪質な侮辱行為

に對して、これまでよりも厳正に對処することが可能となります。

インターネット上で行われる悪質な侮辱行為は、時に人を死に追いやる、あつてはならない行為であつて、法定刑の引上げによる抑止と厳正な対処によつて、悪質な侮辱行為の根絶を図ることが重要と考えております。

また、处罚対象とならない事案であつても、被害に遭われた方からの人権相談への対応など、行政的な諸施策を推進していくことが重要であると使つたうふうに考えております。

○山田(勝)委員 ありがとうございます。

大臣から、悪質な侮辱罪、誹謗中傷には厳正に對応していくと力強いメッセージをいただきました。ただ、またしても曖昧な抑止効果のみが強調されていました。本当に残念です。

趙参考人がこの場で述べられたように、SNS上におけるダイレクトメッセージであつたり、数人のクローズドな空間 SNS上のクローズドな空間における誹謗中傷というのには深刻な問題があり、またこれは被害者の方の心を深く傷つけます。そして、木村参考人もインターネット上の誹謗中傷に対する新たな法の必要性について述べられていました。今、時代の変化に対応するため、まさに政治決断が問われています。

大臣、もう一度お尋ねいたします。

今後、誹謗中傷に対する救済の範囲を広げる、そういうことを検討するお考えはあられないのでしょうか。

○古川国務大臣 様々、世の中に生じている誹謗中傷や、それによつて巻き起こされる様々な被害、これは様々なことがあるのだと思います。何か一つの法改正によつてこれを全て一〇〇%、一

行為を抑止し、また、当罰性の高い悪質な侮辱行為に対し、これまでよりも厳正な対処を可能とすることが、インターネット上の誹謗中傷対策になると考えています。

インターネット上の誹謗中傷対策を打ちたいということを考えております。そして、同時に、その対象とならない、处罚対象として捉えられないような事案であつても、被害に遭われた方からの人権相談への対応など、様々な行政的な施策を通じて、委員御懸念の課題を解決するべく取り組んでいくことだと思います。

○山田(勝)委員 ということは、現状、お答えが繰り返されている、人権相談への対応をもつて広く救済していく。しかし、実際のところ、それは救済不十分と言わざるを得ません。従来どおりの公然性があくまで条件であり続ける以上、取り締まる対象は限定されたままであります。それでは、大臣が再三、強調し、おつしやつてある抑止効果自体も、限定的にしか働きません。つまり、クローズドな空間においてこのまま野放しであり続け、これでは決して、今の時代のインターネットで被害に苦しむ方々を救済に至らない、問題解決に至らないということを強く御指摘させていただきます。

次に、被害に遭われた方の自己負担の問題で四月二十七日の当委員会質疑で、階委員から、発信者情報を突き止めるのは、一般私人にとつて、特にお金を余り持つていない人にとって大変であり、そのような負担を警察で行うことができないかという問い合わせに対し、「二之湯大臣は、大変な費用がかかることも聞いている、警察としてどういうことができるか、これから検討すると明確に答弁されました。

被害者の方の負担軽減を検討するとお答えになられましたが、具体的にはどのような救済内容を考えていられるのでしょうか。

○大賀政府参考人 警察では、現在でも、被害者の方からインターネット上の誹謗中傷に関する事について告訴等があつたときには、発信者を特定するための様々な捜査を行つてあるところです。

その過程で、例えば、捜査の対象が国外にあるため日本警察の捜査権が及ばない、そういった場合など、発信者の特定が警察の捜査では困難なケースもございます。そういう場合には、大変心苦しいところもあるわけでございますが、被害者の方に民事的な手続で協力をしていただくといふこともあります。

しかししながら、可能な限り警察が発信者を特定できるよう捜査を尽くすということで、被害者の御負担を少しでも軽減できるよう努めています。御負担を少しでも軽減できるよう努めています。引き続き、警察としては、被害者の心情に配意しながら、適切な対応が取れるよう心がけていきます。

○山田(勝)委員 ありがとうございます。

警察もできる限り、インターネット上の被害者を救済していく、加害者を特定するための捜査を行つていくというお答えでした。

誹謗中傷を行つた加害者である発信者をなかなか特定ができない、先ほど答弁にもあつたところでは、これまで、被害に遭つて、訴えたくても訴えられず、相当な数の被害者の方々が泣き寝入りしてきました。この問題が放置され続けてきたことから、これが大変な御負担になつていて、課題となつてきています。

インターネット上の誹謗中傷による心の傷に寄り添い、声を上げやすい環境を整え、認知件数を高めていくには、現行のプロバイダー法を改正し、発信者情報の開示要件を緩和する必要があるのではないかと想います。

インターネット上の誹謗中傷に対する対応は、これまで、被害に遭つて、訴えたくても訴えられず、相当な数の被害者の方々が泣き寝入りしてきました。この問題が放置され続けてきたことから、これが大変な御負担になつていて、課題となつてきています。

インターネット上の誹謗中傷による心の傷に寄り添い、声を上げやすい環境を整え、認知件数を高めていくには、現行のプロバイダー法を改正し、発信者情報の開示要件を緩和する必要があるのではないかと想います。

○古川国務大臣 インターネット上の誹謗中傷に対する対応は、法務省としても、侮辱罪の法定刑の引上げだけでなく、人権擁護機関による削除要請や人権啓発活動など、各種の取組を実施しているところです。

お尋ねのプロバイダー責任制限法につきましては、令和三年四月、発信者情報の開示に関する新たな裁判手続の創設、開示請求を行うことができることを内容とする改正法が成立、

公表されていると承知いたしておりますが、更なる改正の要否につきましては、法務省において同法を所管しておりますので、責任を持ってお答えいたしかねるということを是非御理解をいただきたく存じます。

○山田(勝)委員 続いて、今回の法改正の最大の懸念点についてです。

国民の皆様が、憲法で保障されている表現の自由が侵害される民主主義の危機についてどのように考えるのか、神津参考人はこのように述べられました。権力者の恣意的な批判封じ込めに即使われるとまでは申しません、しかし、時間がたてば分かりません、時代が変化し、もしも国民の民主主義的な思考習慣が今以上に弱まつていってしまふと、時の権力者がこの条文を悪用する可能性は否定できないのではないでしょうか。

古川大臣にお尋ねします。大臣は、幾度となく、それはないと力強く言つていただいています。私もそうだと思います。古川大臣の時代にはまずないでしよう。しかし、未來永劫、国民の表現の自由が守られ、國家権力による言論弾圧がないと、本当に今回の改正内容で言い切れるのでしょうか。お答えください。

○古川国務大臣 今般の法整備は、侮辱罪の構成要件を変更するものではなく、处罚の対象となる行為の範囲、すなわち、侮辱罪が成立する行為の範囲は変わりません。また、拘留、科料を存置することとしておりまして、当罰性の低い行為を含めて、侮辱行為を一律に重く处罚することを趣旨

とするものではありません。
その上で、法定刑が引き上げられた場合の運用については、検査機関や裁判所において、刑事訴訟法等の規定に従い、証拠に基づいて行われるものであり、法制審議会の部会におきましては、捜査、訴追を行う警察、検察の委員から、これまでも表現の自由に配慮しつつ対応してきたところであります。この点については今般の法定刑の引上げにより変わることはないとの考え方が示されたところです。

したがいまして、今般の侮辱罪の法定刑の引上げによつて、表現の自由が不当に侵害されるものでも、言論の弾圧につながるものでもないと考えらるります。

○山田(勝)委員 趙参考人は、また、このようにこの問題を指摘されています。これまでの歴史の中でも、侮辱罪、侮辱の名をかりた表現行為に対する制限、制約がなされてきた、このことは過去の歴史が物語っています。

○鈴木委員長 申合せの時間が過ぎておりますので、御協力お願いいたします。

○山田(勝委員) はい。
これは、核心をついています。このままでは、大変危険な法律を次の世代へと引き継ぐことになります。悪用されないとは言い切れないと主張をさせていただいて、私の質疑を終わります。

○鈴木委員長 次に、米山隆一君。
○米山委員 それでは、立憲、無所属会派を代表して御質問させていただきます。
今ほどの山田委員からの質問の中で、侮辱罪認

○二之湯國務大臣 知件数、一年間で九十五件ほど、検挙件数六十一件ということがございました。
二之湯國家公安委員長にお尋ねしますけれども、告訴状の受理件数、これは年間何件でございましょうか。

せんけれども、警察で把握している侮辱罪の認知件数及び検挙件数について、直近五年の数値を申し上げますと、令和三年、認知件数百三十四件、検挙件数九十八件、令和二年、認知件数九十五件、検挙件数六十一件、令和元年、認知件数八十八件、検挙件数七十五件、平成三十年、認知件数百二件、検挙件数六十八件、平成二十九年、認知件数百件、検挙件数六十七件となつております。

しょうか、それとも減るとお考えでしようか、根拠とともに~~お示~~しきください。また、何にも想定していないということでしたら、その旨もお答えください。

○二之湯国務大臣 今回の法改正を受けまして侮辱罪の告訴件数がどう変化するかとのお尋ねでござりますけれども、法定刑の引上げに伴う抑止効果によりまして件数が減少することも考えられる一方、近年のSNSの急速な発達、さらに、公訴時効の延長などにより、件数が増加することも考えられます。

こうしたことに加え、一般的に犯罪が増えるか否かについては、社会情勢、経済情勢、その他様々な要素が複雑に絡んでくるものでもございまして、件数の増減について一概に申し上げるということは困難と考えます。

○米山委員 そうしますと、要は全く分からぬ
いすれにいたしましても、被害の届出があつた
ときに、被害者の心情にも配慮した適切な対応をな
されるよう、警察庁を指導してまいりたい、このよ
うに思つております。

ということだと思うんですけれども、かつ、「この受理した告訴状、大体どのくらいの期間で処理されると考えいらっしゃるんですか。

○二二 湯國務大臣 一般的に、警察に対しても告訴された事件につきましては、様々なものがありますから、その処理期間について一概に申し上げることは困難でござります。

いずれにいたしましても、都道府県警察においては、告訴を受理した事件について、その内容を把握した上で、組織的に進捗状況等についてきめ細やかに管理して、早期の処理に努めるものと聞いております。

で、警察の現場にこういった処罰例、処罰の基準、そういうものは周知されておりますでしょ
うか。お答えください。

事例集のようなものは作成はしておりませんが、都道府県警察において、一般的な侮辱罪の構成要件等については、様々な機会を捉え、研修がなされているものと聞いております。

私の事例を、私自身の起こった事例について、これが侮辱罪に該当するかどうか、幾ら質問してもお答えいただけなかつたので、私、もう告訴状を出してまいりました。受理されました、受理されただんです。

ところが、その場において、監察官、全くとんちんかんで、分からぬといふ、非常に受理は嫌そうでしたね。私が、鎌田さんが出したあの事例集を出して、ほら、こんなのがあると。これ何ですかと言われて、こうこうこういうのですと言

われて初めて、やっと受理しました。しかも、受理した後にも、いや、もう警察は忙しいから、なかなかこれ、進まないんだよ、そんなの進まないからね、進まないからねと何度も何度も言わされました。

これからどうするわけでもありません、それは明らかに私はパンクすると思いますよ。だって、これで、今ほど葉梨委員からもありましたけれども、これは周知されますから、皆さん出しますよ。だって、告訴状、たった三枚、これを出せば告訴できるんですから。それに対してどのような措置を取られるおつもりなんでしょうか。

まず、警察官は増やすつもりなのか、それから、きちんと基準を出すつもりなのか、出すつもりでしたら、どのような手順でどのような基準を出すつもりなのか、それを具体的にお答えください。

卷之二

（力警政参考事）失はと大日本名がござる
ましたように、改正が成立した場合に告訴が増加
するか減少するか、これはなかなか一概に申し上
げることは困難でござりますけれども、警察とし
ては、被害者の心情に配意して、必要な体制が取
れるようになつかりと検討し、そのように都道府
県警察にも指導したい、このように考えておりま
す。

いうことにつきましては、個別の事案の具体的な事実関係について、把握した証拠に基づいて判断されるべきものと考えておりますので、なかなかお尋ねのような基準を定めてこれを周知するか、お尋ねのことは困難ではございますが、改正法が成り立した場合には、都道府県警察に対しまして、例えば侮辱罪で有罪判決が確定した事例を周知することによって、法改正の趣旨などを適切に都道府県警察の現場に周知するよう努めでまいりたいと考えております。

○米山委員 時間が短いのでもう押し問答をせんけれども、結局、何も対応を事前にはしないということなんですね。それは非常に現場は混乱すると思いますよ。しかも、私は政治家ですけれども、政治家に対する誹謗中傷に対してきちんと受理されるわけですからね。今までこれは注目されていなかったからなかつただけで、彼らでもできることになるわけですから、それをせめてきちんと基準をつくって、そして体制をつくつておこうというのが、法案を通すとき、私は当然だと思いますが、それをされないで、しかもこういうふうですが、それを繰り返されることには非常に残念な気持ちです。

もう時間がないので次の質問に行きますけれども、古川大臣、前回も質問したところでございまいますが、例えば、私が、総理はうそつきで顔を見るのも嫌だ、早く辞めればいいのにと言った場合、うそつきという侮辱的表現を含むのだと思うが、この発言は侮辱罪に該当し処罰されるのか、

伺います。また、これが私でなく、作家である私の妻がコラムに書いた場合、さらには新潟県魚沼市で精肉店を営む私の母が、買物に来たお客様に言つた場合、侮辱罪に該当するか、それそれ法的根拠とともに御回答ください。

○古川国務大臣　お答えいたします。

ただいま委員から、例示一二三の例を引かれ

まして、それを前提に犯罪の成否ということについてお尋ねがあつたわけでございますけれども、犯罪の成否は、個別具体的な事案に応じて、収集された証拠に基づいて、捜査機関や裁判所により判断されるべき事柄であります。

法務省は、捜査機関でもなく、また裁判所でもございません。個別具体的な事実関係を前提にして犯罪の成否を論ずる立場にはないわけでござります。それにもかかわらず、検察に聞することを所管する法務省におきまして、仮に犯罪の成否を論じた場合には、検察を含む捜査機関や裁判所に對して不当な影響を与えるおそれがあるばかりか、社会一般に対しまして誤解を招くなどの弊害が生じ得るということがござります。

ゆえに、これまでも、こういう具体的な例を引いて、犯罪の成否についてこの委員会でも累次にわたつてお尋ねがありましたがけれども、そのたびごとごと、具本的な事例における犯罪の成否は一概

お答えすることは困難ですというふうな答弁をさせていただいておりました。その点は御理解をいただきたいと思います。

その上で、一般論として申し上げますと、侮辱罪は、事實を摘示せずに公然と人を侮辱した場合、すなわち、不特定又は多数人が認識できる状態で他人に対する輕蔑の表示を行つた場合に構成要件に該当することになりますが、刑法第三十五条の正当行為、「すなわち、社会生活上正当なものとして許容される行為に該当するときは、違法性が阻却され、処罰されないこととなります。御存じのとおりです。そして、その判断に当たっては、例えば、発言の趣旨、目的、発言がなされた状況などの様々な事情が考慮されることになるも

のと承知をいたしております。

○米山委員 相変わらずの、個別の事案にはお答えしないということでしたが、またもう一度個別の事案をお伺いしますけれども、組織犯罪処罰法六条の一、ちょっとと関係ない法律ですが、一応最後は関係があるので答えていただきたいんですが、組織犯罪処罰法六条の一というのがございまして、いわゆる共謀罪を規定しておりますけれども、例えば、居酒屋で居合わせた三人が衆議院議員米山隆一を殺そうということで意気投合した場合、これは共謀罪で処罰されますでしょう。長い御答弁は不要ですので、個別の事案には答えら

れないなら個別の事案に答えられないで、そのようにお答えください。

とき、条文の文言の意義ですとか处罚範囲を明確にするために、その文言や要件を立案した趣旨として、例えば今お引きになつたような事例を、その法案の審議過程、当時、そういうものをお示ししたことがある、そういう事例だつたかと思います。

他方で、この事例は、新設時においての説明、条文の文言の意義や处罚範囲を明確にするために趣旨としてお示しした、そのための例示でございました。

いうのは、これは既存の罰則について。既存の罰則について、個別具体的な事実関係を前提として犯罪の成否を問うということになるわけでありますから、その意味では、今委員が引かれた、テロ等準備罪を新設するに当たってその趣旨をお示しするために出した例示といふものとは、本来意味合いが違ってくるものというふうに存じます。

○米山委員 そうしますと、今ほどの例示、私の配った資料の五ページの下から四行目にございまね。したがつて、単に漠然と相談や居酒屋で意気投合した程度では共謀罪は成立しませんとい

う、個別具体的な事案についてこれは書いている

それについて、大臣、今までの答弁と多分矛盾すると思われたから、これは新しい犯罪だから言つたんだ、新しくない犯罪は言えないんだ、そういう御答弁をされたと思うんですけれども、そうすると、これはホームページに記載されているんです。これはもう新しくないんです。新しくないでしょ、もうできているんですから。何でこれをホームページに記載できるんですか。だつて、大臣、これは司法判断に影響を与えると言いましたよね。与えてるじゃないですか。これは

○古川国務大臣 お答えいたします。

罰則の新設や処罰範囲の変更に当たりましては、国会審議の場や法務省のウェブサイト等におきまして犯罪の成否についてお示しすることがあります。これは、新設、改正する条文の文言の意義ですか処罰範囲を明確にするために、その文言や要件を立案した趣旨としてお示しをするものであって、既存の罰則について、個別具体的な事実関係を前提として犯罪の成否を回答するということとは異なるものと思つております。

それはなぜかといいますと、先ほども申しましてたけれども、罰則の新設や処罰範囲の変更を内容とする法律が施行されると、刑事実務におきましては新たな罰則の適用に関する判断が蓄積されていくこととなるわけです。それらの判断は個別具体的な事実関係を前提としたものであつて、細かな事実関係の違いによつて結論が異なることがあり得る上に、法務省がそうした判断の全てを把握しているわけではありません。

それにもかかわらず、法務省が細かな事実関係を捨象して、現に施行されている罰則の適用に言及をすると、実際には適用された事例があるにもかかわらず適用が困難であるとの見解を示すこととなつたり、逆に、実際には適用困難との判断がなされた事例が積み重なつているにもかかわらず

適用可能であるとの見解を示すこととなるるといった事態が生じ、そして、捜査機関や裁判所に不当な影響を与えるおそれがあるだけでなく、国民の間にも誤解を生ずるおそれがある、こうしたこと懸念するがゆえにコメントは差し控えさせていただくということでございます。

それと、繰り返しになりますけれども、新設のものはまた趣旨が違いますのでということを先ほど来申し上げております。

○米山委員 その苦しい言い訳は非常に残念なんですかけれども、そうしましたら、既存の法律はホームページにあるんですから、既存の法律の、ホームページ、だからこれは削除しなきゃいけないでしよう。削除しないんですか。削除するんですけども、そうしたら。これはもう答えなくないでよね、そうした。これはもう答えて非常にいいでしきょう。削除しないんですけれども。

再三私が申し上げているのは、ちゃんと今までの答弁でも、新しい法律を作つたら、それに対しても、処罰事例をちゃんと答弁しているんですよ、いろいろな犯罪で。こういうふうにホームページにも載せているんです。それは当たり前なんですよ。だって、そうしないと分かりませんから。

侮辱罪は違う違う、処罰範囲しか、違わないと言いますがけれども、今ほど私が言つたように、どんどんこれから新しい告訴状が出てくるんです。それに対してきちんととした基準を言わないと、のは、それは本当に責任放棄です。

しかも、今言つた、新設の法案若しくは処罰範囲が変わるものだけに示せばよくて、既存のものはもう、でも、法定刑は変えるんですよ、法定刑を変えるのに、決めなくていいなんというのは、たつた今古川大臣がひねり出した理屈にすぎないんですよ。別に今まで国会の中でそんな慣例があつたわけでも何でもない。それはもう、じゃ、今後、いろいろな法律を作るときに、ともかく、もし罰則を変えるだけだったら一切事案には答えなくていい、そういう前例を残してしまってます。

古川大臣、いつも非常に志の高いことをおつしやられますけれども、古川大臣、このままいかれましたら、法治主義を壊した大臣として歴史に名を残しますよ。犯罪の、刑罰を変えたときに、は、その処罰の対応するしないは一切答えなくていいという前例をつくってしまうんですよ。それはやめていただきたい。

きちんと前例を、この例が当たるのか当たらなければ、別にそれは確定判決じゃないですよ、こいつは、いう仮定的な例に対して、当たるのか当たらなければ、ちゃんと示す。それを示さなかつたら、警察だって大混乱するんです、私みたいな人がどんどん告訴状を出すんだから。

是非それを示していただきたいので、それを示す意思があるのかないのか、もう一度お伺いします。

○古川国務大臣 わたしもそのような趣旨でお示しをしているというふうに思っています。

それから、ただいまの委員の御質問でございますけれども、今般の法整備は、現行法上存在するが、定義としてお示ししたものでございます。現在もそのような趣旨でお示しをしていくといふのでございます。

○古川国務大臣 わたしもそのような趣旨でお示しをしているといふのでございます。

それから、ただいまの委員の御質問でございますけれども、今般の法整備は、現行法上存在するが、定義としてお示ししたものでございます。現在もそのような趣旨でお示しをしていくといふのでございます。

それから、ただいまの委員の御質問でございますけれども、今般の法整備は、現行法上存在するが、定義としてお示ししたものでございます。現在もそのような趣旨でお示しをしていくといふのでございます。

それから、ただいまの委員の御質問でございますけれども、今般の法整備は、現行法上存在するが、定義としてお示ししたものでございます。現在もそのような趣旨でお示しをしていくといふのでございます。

いうものはやはり大事なことだというふうに思つております。

法制審議会の部会におきましては、今回の法案の要綱をまとめる議論の過程の中で、過去に裁判所において侮辱罪の成立が認められた事案の概要などをまとめた事例集を資料として配付をいたしました。そのほか、侮辱罪の成立が認められた複数の事例を口頭で紹介したということもございました。

所ぞれ、その内容につましましては、侮辱罪の事例集、あるいは議事録として法務省のウェブサイトに掲載をしているところです。

こういうことも、いわば基準と申しますか、分かりやすい周知のために、一つの参考材料になるものというふうに考えております。

繰り返しになりますが、表現の自由といふもの非常に大事な価値だと思っておりまして、それを懸念をするという御意見は、私は、もっともな御意見であり、それに対しては真摯に受け止めているところでございます。

○米山委員 では、その基準を是非、法案成立の前にお示しをいたいで、まず警察職員に示す基準と一般の方に示す基準をお示しをいたいで、それをお示しをいた上で、成立するしないを是非審議させていただいた上で、成立するしないを判断させていただければと思ひます。

私の質問は終わりです。

○鈴木委員長 次に、階猛君。

○階委員 立憲民主党の階猛です。

米山さん、質問が終わつたばかりで恐縮なんですが、早速質問させていただければと思います。

これまでの審議で、侮辱罪の実行行為である侮辱という文言は他人に対する軽蔑の表示だということが、そして、名誉毀損罪と侮辱罪の違いは事実の摘示があるかないかだということが政府から繰り返し答弁されてきました。

このことを前提としまして、私の方で、ちょっと法令集なども参考にして、政府案と立憲民主党案の違いを図にしてみました。こちらに掲げているパネル、政府案と書いているパネルが政府案の

方ですが、この黄色の部分が今回の改正で変わることろであります。さらに、もう一つのパネル、立憲民主党案というパネル、これについては、やはり黄色の部分が変わったところであります。

このパネルを参考にもしていただきながら、政府案より立憲民主党案の方が優れていると考える理由を、インターネットでこの中継を見ている人にも分かりやすく、かつ簡潔に、米山さんから答弁をお願いします。

○米山議員 それでは、御答弁いたします。優れている点、多数あると思うんですけども、まず、今ほど処罰範囲の御質問ですので、それに対してお答えいたします。

政府案というのは、実は、事実の摘示も軽蔑の表示もない場合、黄色いところですよね、単なる事実を摘示する場合で、他人に対する軽蔑の表示がないときというのは、侮辱罪が成立しません。したがいまして、こういった行為、誹謗中傷と言えるような行為であつても、これは処罰対象にならずに放置されてしまうということになります。

これに対して立憲案は、誹謗中傷行為を正面から処罰しようとしておりますので、こういった行為でも、それが人の内面の人格を傷つけるようなものであれば、それは処罰範囲となります。

一方で、立憲案の方は、これに加害目的を要件としていますので、加害目的があるないということで処罰範囲が不適に広がることを防いでおりまます。また、人の内面の人格に対する加害の目的とすることで、誹謗中傷も人の内面の人格を害する程度のもの、それは人を傷つける程度のものといふことで、やはり、言葉による一定の、文言による一定の基準というものがございます。

このように、立憲案は、SNS、インターネット上の誹謗中傷をきちんと処罰しながら、しかし言論の自由を萎縮させないと明確な基準のある法案であるということで、政府案よりも優れて

いると考えております。

○階委員 他人に対する軽蔑の表示がない場合であつても処罰が必要な場合があるというのは、おつしやるとおりであると私は思います。誰々さんは死ねばいいのにとか、誰々繪理は早く辞めればいいのにというのは、決してその人に向けられた表現ではなくて、まさに、つぶやき、ツイートのようなもので、こういったものについても、これが積もり積もれば大変なダメージを与えるということで、加害目的があれば処罰対象にすべきであろう。

ただ一方で、処罰が非常に重くなると、先ほど来ておりますような、現行犯逮捕が可能であつたりといったような弊害が出てくるわけです。

そこで、ここからは国家公安委員長にお尋ねしますが、前回の私の質疑で、政府案が通れば、侮辱罪による現行犯逮捕は容易になるだらうということを前提とした上で、表現の自由の萎縮を招かぬよう、警察が現行犯逮捕を行う場合の基準を設けるべきだというふうに主張しました。これに対して回答させていただきたいという答弁がありました。

そこで、改めて答弁をお願いします。

○二之湯國務大臣 被疑者を現行犯逮捕するかどうかにつきましては、一般的に、警察におきまして、基本的な人権に配慮しつつ、個別の事案の具体的な事実関係に即して、法と証拠に基づき判断がなされているものと考えており、あらゆるケースを想定した基準を示すことは困難であるというふうに思っています。その上で、捜査は一般に任意捜査が原則であります。ですが、侮辱罪に関しては、現行犯人を認めた場合であつても、現行犯として逮捕するかどうかについては、表現の自由の重要性に配慮しつつ、より慎重な運用を期すべきだと考えており、この対応に変わることはありません。改正法の成立後、このようなことについて警察

府から各都道府県に対し周知徹底していくよう指導してまいりたいと思っております。

○階委員 結局、明確な基準はなくて、これまでと同じようにやつしていくという□約束だけなんですよ。

前回も言いましたけれども、決して、二之湯大臣のように良識ある人たちだけが権力者の地位にあるとは限りませんからね。将来どんでもない人が出てきたときに、この法改正を悪用されかねないということを危惧しているわけです。だから担保が必要なんですよ。だから基準が必要なんですよ。それを示してくれと、前回も相当やり取りしましたよね。全く進歩がないじゃないですか、前回の答弁から。予測可能性を示せとか、前回の答弁から。予測可能性があるような基準を言つてくださいよ。もう一度お願いします。

〔委員長退席、熊田委員長代理着席〕
○二之湯國務大臣 言論の自由あるいは表現の自由は憲法で保障された極めて重要な権利でございまして、これを不当に制限することがあつてはならないのは当然でございます。

被疑者を現行犯逮捕するかどうかについては、一般的に、警察において、基本的な人権に配慮しつつ、個別の事案の具体的な事実関係に即して、法と証拠に基づき判断がなされているものと考えております。

その上で、捜査は一般に任意捜査が原則であります。ですが、侮辱罪については、表現の自由の重要性に鑑みれば、逮捕に当たってはより慎重な運用を期すべきものと考えております。

○階委員 何ですか、より慎重つて。より慎重つて、人によって変わるでしょう。どこまでいったら、より慎重になるんですか。誰が判断するかにが判断してもそれがないように、明確で具体的で客観的な基準を示すべきだと言つているんです。

○二之湯國務大臣 もう一回聞きますよ。それぞれが判断すると今おっしゃいましたけれども、それぞれ判断したら、ばらばらになるでしょう。それがまずいということを言つているんですよ。だから、誰が判断してもそれがないように、明確で具体的で客観的な基準を示すべきだと言つているんです。

○階委員 具体例を示されると今おっしゃいますね。じゃ、ここで示してくださいよ。

○二之湯國務大臣 やそういう場で、安倍総理はうそつきだと言いつづいた場合、これは現行犯逮捕されますか。

〔階委員「逮捕はあり得ない」と呼ぶ〕

○階委員 なぜですか。

いんですよ。

それを言つてくれと前回言つて、大臣も、しっかりと精査してと、回答すると言つているわけであり精査してと、回答すると言つているわけでござります。(階委員「さつきとずれてるよ。ちょっとしたんですけど。何も進歩がないですよ。こんなじや駄目ですよ。まともな答弁をしてくださいよ。)

○二之湯國務大臣 再三私が申し上げますように、憲法の基本的人権を尊重しつつ、言論の自由、表現の自由というものを前提に、警察において組織的に、こうしたことも踏まえて、こうしたことは慎重に、法と証拠に基づいて運用を図つていくべきだということで、個々の警察官の判断によつてああだこうだということはないわけでござります。(階委員「さつきと答弁が違つ。さつき、それと言つてはいるんだから。矛盾していますよ。)

○二之湯國務大臣 犯罪の態様は様々でございまして、侮辱罪に限らず、あらゆるケースを想定して基準を示すことは……(階委員「侮辱罪の話を聞いてるんだ」と呼ぶ)まあ、侮辱罪に限らず、あなたは憲法で保障された極めて重要な権利でございませんして、これを不当に制限することがあつてはならないのは当然でございます。

○階委員 つまり、具体的かつ客観的な基準を示さないじゃないですか。予測可能性があるような基準を言つてくださいよ。もう一度お願いします。

〔委員長退席、熊田委員長代理着席〕
○二之湯國務大臣 言論の自由あるいは表現の自由は憲法で保障された極めて重要な権利でございまして、これを不当に制限することがあつてはならないのは当然でございます。

○階委員 つまり、具体的かつ客観的な基準を示せないということは、人によりけり、判断する人によりけり、判断が分かれる可能性もあるというふうに考えております。

○階委員 つまり、具体的かつ客観的な基準を示せないということは、人によりけり、判断する人によりけり、判断が分かれる可能性もあるというふうに考えております。

○二之湯國務大臣 つまるで、判断がちゃんと統一されるんではないか。それは、大臣、どう思いますか。

○二之湯國務大臣 再三申し上げていますように、侮辱罪につきましては、各都道府県警察において、表現の自由の重要性というものをそれぞれが認識して、捜査に当たるといいますか、運用に当たるといふことでございまして、なかなか明確な基準を示すということは難しいということです。

○階委員 もう一回聞きますよ。それぞれが判断

するときおっしゃいましたけれども、それぞれ判

断したら、ばらばらになるでしょう。それがまず

いということを言つているんですよ。だから、誰

が判断してもそれがないように、明確で具体的で

客観的な基準を示すべきだと言つているんです。

○二之湯國務大臣 やういう場で、安倍総理はうそつきだと言いつづいた場合、これは現行犯逮捕されますか。

○階委員「逮捕はあり得ない」と呼ぶ

○階委員 なぜですか。

○二之湯國務大臣 これは、もちろんそんなこと

はあり得ないわけでしょう、逮捕することは。

○階委員「逮捕はあり得ない」と呼ぶ

○階委員 なぜですか。

○二之湯國務大臣 なぜですか。

○階委員 なぜですか。

○二之湯國務大臣 それは、言論の自由、表現の自由が保障されているからです。

○階委員 さつき示したこのパネル、事実の摘示がなくて、他人に対する軽蔑の表示がある場合ですよ、その場合は、この黄色の部分で、今回の政府案では現行犯逮捕が原則できちやうんですよ。なぜできないんですか。

正当な言論つて、どこに法的な根拠があるんですか。明らかに他人に対する軽蔑の表示ですよ。事実の摘示はないんですよ。その場合、表現の自由の保護規定も適用されないんですよ。

どうしてこれが逮捕されないと言い切れるんですか。現行犯逮捕されないと言い切れるんですか。お答えください。

○二之湯國務大臣 そういう政治家に対するやじ等は現行犯逮捕にはなじまないと法務大臣が答弁をしたことを私も承知しておりますから、そのよううに私も考えておるわけでございます。

○階委員 なじまないってどういうことですか。なじまないというのは、できないとは違いますよね。さづき、大臣 できないと言つたから、できなんいんだつたらその理由を述べよ、法的な根拠を述べよと言つてあるんですよ。なじまないというのでは、できるけれどもやらないという話で、全然違いますからね、できないとということは。

できないとおっしゃったんだから、できないんだつたらその根拠をちゃんと示してくださいよ。○二之湯國務大臣 度々私申し上げていますように、表現の自由そして言論の自由は最大に尊重されなければならないという立場からこのように申し上げております。

○階委員 同じことの繰り返しなんですよ。ただ、法律上はできることになつていてるじゃないですか。法律上できることになつていてるけれども、どこに表現の自由を尊重して現行犯逮捕できないと書いてるんでしようか。書いていないのに、さつきできないと言い切られた。その理由を明確に述べてください。

○二之湯國務大臣 私は、前の法務委員会でも、

逮捕できないと。つまり、不当な言論弾圧のためには、そういう、一般人であろうと政治家であろうと逮捕することはないということを申し上げた、その私の考え方を変えつております。

○階委員 大臣の考え方を聞いてるわけじゃないんですよ。大臣の考え方で、全てそれが未來永劫まかり通るわけではないんですよ。法的な根拠ですよ。法的国家ですから、法の支配ですから。

法的な根拠で、なぜできないかということを明確に答えてほしいんです。

○二之湯國務大臣 現行犯逮捕は、逮捕時に、犯人による特定の犯罪であることが明白、かつ、犯人も明白であるという場合にしか行えないということがあります。犯罪で、明白であるとは、違法性阻却事由がないことも明白であることであります。

○階委員 なじまないってどういうことですか。なじまないというのは、できないとは違いますよね。

○二之湯國務大臣 あつてはならないという、また最後は御自身の思いをお答えになられたんですけど

も、これは法制審議会の議論を見ると、刑法学者がなかなか奥行きの深いことを言つてますよ。事実の摘示については違法性阻却が考えられるけれども、抽象的価値判断についてはなかなか違法性阻却は認めにくい、こういうことを言つてゐるわけですよ。

今、大臣の話だと、違法性阻却されるんだけど言つてますけれども、これ、違法性阻却されるから、必ず、政治家に対するそうしたやじ、うそつきだといった表現、私が街頭演説で言つたとしても、自民党的先生方が悪夢の民主党政権だと

言つたとしても、あるいは一般の人々が街頭のデモで誰々総理はうそつきだと言つたとしても、全て現行犯逮捕はあり得ない、絶対できないというこ

とでいいですか。

〔熊田委員長代理退席、委員長着席〕

○二之湯國務大臣 全くないということではありませんけれども、捜査は一般に任意捜査が原則でございまして、侮辱罪に関しては、現行犯人を逮捕するから、もとと大変なことになります。もとと混乱しますよ、正直言つて。警察すら明確な基準を示せないものを、何で一般私人がきつちり判断できるんですか。おかしいじゃないですか。答弁も食い違つてきている。こんなのでいいんですか。もし、できないと最初おっしゃつた、これを撤回するんだつたら、そんな生易しい話じゃないですよ。ちゃんとしかるべき手続も踏むべきだと思います。政府の統一判断をちゃんとこの委員会で示してくださいよ。そして、謝罪もあつてかかるべきだと思います。大臣、お願いします。

○二之湯國務大臣 私の国家公安委員長の立場としてはこれ以上の答弁はできないわけでございますから、この法案提出者の法務省あるいは法務大臣にお尋ねになつた方が適当ではないかと思います。

○階委員 政府統一見解を出していただくよう委員長に求めます。

○鈴木委員長 その件につきましては、理事会及び場内協議において各会派の意見が調いませんでしたので、配付の許可はいたしません。

○鈴木委員長 その件につきましては、理事会及び場内協議において各会派の意見が調いませんでしたので、配付の許可はいたしません。

○鈴木委員長 これはなぜ駄目なんでしょうか。○鈴木委員長 協議で調わない資料につきましては、配付を許可をいたさないという判断をいたしました。

○藤岡委員 協議、調わない、これはなぜ駄目なんでしょうか。配付をさせていただきたいのですが、配付すらを封じるというのは、こういうことがあるからこそ、今回の法案が非常に私は懸念を

するということを申し上げておるんですけど、配付をさせていただけないというのは、非常にこれは、まさにこういうことがいわゆる実質的に言論弾圧的なことと評価ができるようなことじゃないでしょかということだと思います。

ていただきたいと思います。

まず冒頭、大変驚きました。胸以上には上げてはいけないということなので、胸から下にさせていただきますけれども、日刊ゲンダイさんの四月二十一日号、五月六日号の記事を配付させていた

だこうと思いました。ところが、何と、これが配付を認められない。一体これはどういうことなんでしょうか。

この記事に書いてあること、胸から下までにますけれども、ブーチン大統領を増長させた張本人が言うかと、安倍元総理の写真に書いて、このゲンダイの四月二十一日号は、日本の恥というふうに言葉が出ております。さらに、五月六日号で、岸田首相ですら支持率アップ、無責任なりー

ダーニの戦争様々というふうな記事がございますが、なぜこの記事を配付してはいけないんでしょうか。これは驚きの何物でもございません。これまでに言論弾圧なんぢやないんでしょうか。これが驚きの何物でもございません。これ

も、なぜこの記事を配付してはいけないんでしょうか。これは驚きの何物でもございません。これはまさに言論弾圧なんぢやないんでしょうか。こういうことが言論弾圧だと私は思いますよ。今日、自由な発言をまさに封殺をされようとしている

ことだと思います。私は思います。

委員長、これ、配付させていただきたいのです

が、いかがでしょうか。

○鈴木委員長 その件につきましては、理事会及び場内協議において各会派の意見が調いませんでしたので、配付の許可はいたしません。

○鈴木委員長 これはなぜ駄目なんでしょうか。○鈴木委員長 協議で調わない資料につきましては、配付を許可をいたさないという判断をいたしました。

○鈴木委員長 次に、藤岡隆雄君。

○藤岡委員

立憲民主党和元新潟県第四区の藤岡隆雄でございます。

まず、本日も、地元新潟県の皆様に感謝を申し上げ、そして、先輩、関係各位、質問の機会を与えてくださった関係者に感謝をし、質問に入らせ

が、理由をちょっと、ないんでしょう。

○鈴木委員長 理事会にての協議の結果、協議が調わないということでありましたので、これは配付を許可をしないということとしているという、先ほど来申し上げているとおりであります。

○藤岡委員 これは議会制民主主義の非常に否定につながるという話ではないでしょうか。配付を認めいただけないのは、私、これは重大な問題だと思います。

何がそんなに、これをもつて私は、これが侮辱罪に該当して、逮捕される可能性があるかどうかということを質疑で確認させていただきたいのですが、質疑で確認させていただくことを封じているということでございますから、封じていただきたいというのは大変なことでございますから、改めてこれは資料の配付ということをお願いをさせていただきたいと思うのですが、最後にもう一度お願ひをさせていただきます。いかがでしょうか、委員長。

○鈴木委員長 先ほど来申し上げておりますように、各会派、理事会及び場内協議にて協議が調いませんでしたので、そういう状況の中で配付の許可をしないという判断をいたしました。

○藤岡委員 委員長の判断というこというふうに今理解をいたしましたけれども、そうしますと、とてもこれは十分な審議がまだまだできませんでした。およそこれは、この法案をしっかりと質疑す

ら、十分な質疑をさせていただけないということですございますから、これは大変な私は問題だと思

います。

これはまず重大な抗議を申し上げまして、そして、先ほどから質疑がまだまだ答弁が全く、右

に左にといいますか、安定をしていないという状態がございます。これは、とてもまだまだ、法案

のこの審議では極めて不十分な状態にあるということを最初に申し上げた上で、質疑に入らせていただきたいと思います。

まず初めに、二之湯大臣にお伺いをしたいと思

今、階先輩議員からの質問で、ありました。で

きない、そして、いやいや、全くというわけでは

ない、いろいろな、答弁が動かされました。

前回、私の質問をさせていただいたときも、最

初は、ほとんどゼロ%に近いという御答弁をいた

りました。そうしたら、その後、何か、修正した

だきました。次に、ありませんという御答弁にな

りました。のかどうか分からぬんですけれども、多少の可

能性はあるというふうになりました。さらに、

あつてはならないということになりました。

ここまで答弁が変わっていくというのは、これ

は今日の朝の東京新聞の報道で取り上げてはいた

だいておりましたけれども、非常に答弁が揺れ動

く。まだまだこれは政府としての考え方方が定まつ

ていないということとか、はつきり、言いよう

がないと思うんですね。

私も改めてお伺いしたいのですが、結局、現行

犯逮捕される可能性というのは、閣僚又は国會議

員を侮辱した場合は逮捕されるという可能性はあ

るということでおよそいんですか。

○藤岡委員 なぜお聞きしているかというと、答

弁が本当に変わっているからお聞きしているので

ございます。

今、全くないわけではないというふうな話でございました。そうしますと、新聞で閣僚や国會議

員を侮辱した報道機関の方も、これも逮捕される

可能性があるということですか、全くないとは言

い切れないということですか。

例えば、この日刊ゲンダイさんの、安倍元総理

の写真を出して、日本の恥だというふうに書いて

いる記事がありますけれども、そうすると、逮捕

される可能性があるということですか。お願いし

ます。

○二之湯国務大臣 その記事も読ませていただき

ました。これが侮辱とか、私としては言論活動だ

と思います。したがって、それは、私は、大し

て、私自身の、個人は、問題にすべきことではな

い、このように考えています。

侮辱罪は、事実を摘示せずに公然と人を侮辱す

る行為を罰するものでございまして、ここで言う

侮辱とは、他人に対する軽蔑の表示であると聞い

ております。特定の行為が侮辱罪に当たるかどうか

かや正當行為として違法性が阻却されるかどうか

については、個別の事案の具体的な事実関係に即

して、把握した証拠に基づき判断がなされるもの

と聞いております。

○二之湯国務大臣 警察において、侮辱罪に当たるかどうかについて、度々申し上げますように、個別の事案の具体的な事実関係に即して、把握した証拠に基づいて判断がなされているものと聞いております。

一般論として申し上げれば、侮辱罪により処罰

された近時の例といたしまして、SNSの投稿欄

に、人間性を疑います、愚痴を言いまくる社長な

どと掲載したもの、ネット上の被害法人に関する

口コミ掲示板に、頭の悪い詐欺師みたいな人など

と掲載したもの、被害者のSNSアカウントに、

いつ死ぬの、生きてる価値あるのかねと投稿した

か。あるのかどうか、イエスかノーでお答えくだ

さい。可能性があるかどうかです。

○二之湯国務大臣 度々申し上げていますよう

に、侮辱罪で逮捕されるということは全くないわ

けでございませんけれども、捜査は一般に任意

合であっても、現行犯として逮捕するかどうかに

つきましては、今申しましたように表現とか言

論の自由の重要性に配慮しつつ、より慎重な運用

を期すべきであると考えております。

以上でございます。

○藤岡委員 なぜお聞きしているかというと、答

弁が本当に変わっているからお聞きしているので

ございます。

今、全くないわけではないというふうな話でございました。そうしますと、新聞で閣僚や国會議

員を侮辱した報道機関の方も、これも逮捕される

可能性があるということですか、全くないとは言

い切れないということですか。

例えば、この日刊ゲンダイさんの、安倍元総理

の写真を出して、日本の恥だというふうに書いて

いる記事がありますけれども、そうすると、逮捕

される可能性があるということですか。お願いし

ます。

○二之湯国務大臣 なぜお聞きしているかとい

うと、答弁が変わっているからお聞きしているので

ございます。

今、全くないわけではないというふうな話でございました。そうしますと、新聞で閣僚や国會議

員を侮辱した報道機関の方も、これも逮捕される

可能性があるということですか、全くないとは言

い切れないということですか。

私も改めてお伺いしたいのですが、結局、現行

犯逮捕される可能性というのは、閣僚又は国會議

員を侮辱した場合は逮捕されるという可能性はあ

るということでおよそいんですか。

○藤岡委員 なぜお聞きしているかとい

うと、答弁が変わっているからお聞きしているので

ございます。

今、全くないわけではないというふうな話でございました。そうしますと、新聞で閣僚や国會議

員を侮辱した報道機関の方も、これも逮捕される

可能性があるということですか、全くないとは言

い切れないということですか。

私も改めてお伺いしたいのですが、結局、現行

犯逮捕される可能性というのは、閣僚又は国會議

員を侮辱した場合は逮捕されるという可能性はあ

るということでおよそいんですか。

○藤岡委員 なぜお聞きしているかとい

うと、答弁が変わっているからお聞きしているので

ございます。

今、全くないではないというふうな話でございま

せんでした。そうしますと、新聞で閣僚や国會議

員を侮辱した報道機関の方も、これも逮捕される

可能性があるということですか、全くないとは言

い切れないということですか。

私も改めてお伺いしたいのですが、結局、現行

犯逮捕される可能性というのは、閣僚又は国會議

員を侮辱した場合は逮捕されるという可能性はあ

るということでおよそいんですか。

○藤岡委員 なぜお聞きしているかとい

うと、答弁が変わっているからお聞きしているので

ございます。

今、全くないではないというふうな話でございま

せんでした。そうしますと、新聞で閣僚や国會議

員を侮辱した報道機関の方も、これも逮捕される

可能性があるということですか、全くないとは言

い切れないということですか。

私も改めてお伺いしたいのですが、結局、現行

犯逮捕される可能性というのは、閣僚又は国會議

員を侮辱した場合は逮捕されるという可能性はあ

るということでおよそいんですか。

○藤岡委員 なぜお聞きしているかとい

うと、答弁が変わっているからお聞きしているので

ございます。

今、全くないではないというふうな話でございま

せんでした。そうしますと、新聞で閣僚や国會議

員を侮辱した報道機関の方も、これも逮捕される

可能性があるということですか、全くないとは言

い切れないということですか。

私も改めてお伺いしたいのですが、結局、現行

犯逮捕される可能性というのは、閣僚又は国會議

員を侮辱した場合は逮捕されるという可能性はあ

るということでおよそいんですか。

○藤岡委員 なぜお聞きしているかとい

うと、答弁が変わっているからお聞きしているので

ございます。

今、全くないではないというふうな話でございま

せんでした。そうしますと、新聞で閣僚や国會議

員を侮辱した報道機関の方も、これも逮捕される

可能性があるということですか、全くないとは言

い切れないということですか。

私も改めてお伺いしたいのですが、結局、現行

犯逮捕される可能性というのは、閣僚又は国會議

員を侮辱した場合は逮捕されるという可能性はあ

るということでおよそいんですか。

○藤岡委員 なぜお聞きしているかとい

うと、答弁が変わっているからお聞きしているので

ございます。

今、全くないではないというふうな話でございま

せんでした。そうしますと、新聞で閣僚や国會議

員を侮辱した報道機関の方も、これも逮捕される

可能性があるということですか、全くないとは言

い切れないということですか。

私も改めてお伺いしたいのですが、結局、現行

犯逮捕される可能性というのは、閣僚又は国會議

員を侮辱した場合は逮捕されるという可能性はあ

るということでおよそいんですか。

○藤岡委員 なぜお聞きしているかとい

うと、答弁が変わっているからお聞きしているので

ございます。

今、全くないではないというふうな話でございま

せんでした。そうしますと、新聞で閣僚や国會議

員を侮辱した報道機関の方も、これも逮捕される

可能性があるということですか、全くないとは言

い切れないということですか。

私も改めてお伺いしたいのですが、結局、現行

犯逮捕される可能性というのは、閣僚又は国會議

員を侮辱した場合は逮捕されるという可能性はあ

るということでおよそいんですか。

○藤岡委員 なぜお聞きしているかとい

うと、答弁が変わっているからお聞きしているので

ございます。

今、全くないではないというふうな話でございま

せんでした。そうしますと、新聞で閣僚や国會議

員を侮辱した報道機関の方も、これも逮捕される

可能性があるということですか、全くないとは言

い切れないということですか。

私も改めてお伺いしたいのですが、結局、現行

犯逮捕される可能性というのは、閣僚又は国會議

員を侮辱した場合は逮捕されるという可能性はあ

るということでおよそいんですか。

○藤岡委員 なぜお聞きしているかとい

うと、答弁が変わっているからお聞きしているので

ございます。

今、全くないではないというふうな話でございま

せんでした。そうしますと、新聞で閣僚や国會議

員を侮辱した報道機関の方も、これも逮捕される

可能性があるということですか、全くないとは言

い切れないということですか。

私も改めてお伺いしたいのですが、結局、現行

犯逮捕される可能性というのは、閣僚又は国會議

員を侮辱した場合は逮捕されるという可能性はあ

るということでおよそいんですか。

○藤岡委員 なぜお聞きしているかとい

うと、答弁が変わっているからお聞きしているので

ございます。

今、全くないではないというふうな話でございま

せんでした。そうしますと、新聞で閣僚や国會議

員を侮辱した報道機関の方も、これも逮捕される

可能性があるということですか、全くないとは言

い切れないということですか。

私も改めてお伺いしたいのですが、結局、現行

犯逮捕される可能性というのは、閣僚又は国會議

員を侮辱した場合は逮捕されるという可能性はあ

るということでおよそいんですか。

○藤岡委員 なぜお聞きしているかとい

うと、答弁が変わっているからお聞きしているので

ございます。

今、全くないではないというふうな話でございま

せんでした。そうしますと、新聞で閣僚や国會議

員を侮辱した報道機関の方も、これも逮捕される

可能性があるということですか、全くないとは言

い切れないということですか。

私も改めてお伺いしたいのですが、結局、現行

犯逮捕される可能性というのは、閣僚又は国會議

員を侮辱した場合は逮捕されるという可能性はあ

るということでおよそいんですか。

○藤岡委員 なぜお聞きしているかとい

うと、答弁が変わっているからお聞きしているので

ございます。

今、全くないではないというふうな話でございま

せんでした。そうしますと、新聞で閣僚や国會議

員を侮辱した報道機関の方も、これも逮捕される

可能性があるということですか、全くないとは言

ものがあると聞いております。

警察は、こうした例も踏まえつゝ、個別の事案の具体的な事実関係に即して、把握した証拠に基づいて判断がなされているものと考えております。

○藤岡委員 今、重大な御答弁をおっしゃいました。人間性を疑うというふうにして、例えば、では、やじを飛ばされる、あるいは、頭の悪い詐欺師みたいなことを、例えばこの報道機関の方で、例えばですよ、日刊ゲンダイさんが、これはそのように、類するようなことを書かれていますけれども、ということは、そういうことで逮捕される可能性があるという、これはすごい重大な話ですよ、今の。

それが一般に、政治家とか国会議員や閣僚に対してではなくて、その話を言っているのであれば、私は特に今その点についてここで質疑することではないんですが、それを国会議員や閣僚に対しても、言葉が余って話が出たときに、それが逮捕される可能性があるというのは、非常にこれは、侮辱に対しまさに広く解釈が行われて、逮捕される可能性があるということにつながるんじゃないでしょうか。

大臣、国家公安委員長、先日、あつてはならないと答弁してくださいましたが、あつてはならないというか、あつてしまふんじやないですか、これは。

しかも、これは、もう一回、映像で見ていただいている方には申し上げますけれども、処罰の範囲が変わらないけれどもなぜ問題なのかといったら、逮捕要件が変わるからですね。そのことをはつきりと申し上げておかないといけません。逮捕に関わる制限が緩和をされるということが大きな違いでございます。だからこそ質疑をしているんです。処罰の範囲が変わらないから問題じやないでしょ、ということではないということだと私は思います。

したがつて、大臣、さつきので逮捕されるといふことです、これは非常に表現の自由、萎縮さ

れるということになつてしまつと思ひます、それでいいんでしようか。

○二之湯國務大臣 先ほど私は、逮捕された事例は一般の方々の事例を申し上げたわけでござります。

それぞれの事案はそれぞれ個別的に判断して、

これは有罪かどうかということを判断されるわけでもござりますけれども、今の侮辱罪の構成要件に変更はなく、また、正当な言論活動については侮辱による处罚の対象とならないことは今回の法改正でも変わらないものと聞いております。

今回の法改正により、逮捕に関しては住居不定であることなどの制限がなくなることとなりますが、捜査は一般に任意捜査が原則であり、侮辱罪に関しては、表現の自由の重要性に配慮しつつ、より慎重な運用を期すべきであると考えております。

○藤岡委員 答弁が変わるとお願いします。いいのかどうかということが、まさに分かりません。

更に言えば、今も答弁が変わりました。私は最初に、侮辱した方、丁寧に委員長にお話をさせていただきました。その上で、事例を挙げて、この場合は、個別の事案に照らして、いわゆる逮捕の可能性があるということを示唆されたものだと私は思いました。そうしたら、今度は、それは一般的なものだということをおっしゃいました。これをもつとしても、これはまた答弁も変わらえていたということがあります。

こういうふうな状態で、当然、いろいろな最悪の事態も想定して法案というのを考えいかないといけないということを思ひます。それが今は、いや、法と証拠に基づいて適正です。でも、これは、将来のことを厳しく見て、権力の濫用なりが行われるということを、いろいろな事態を想定しないといけないと思うんですが、そういうことを想定されないんでしょうか。これは、国家公安委員長、どうなんでしょうか、その状態を。

○二之湯國務大臣 私、申し訳ございません、

ちょっと訂正させていただきたいでござりますけれども、先ほどの逮捕された事例は、一般の方による、処罰された例で、逮捕された例ではない

といふことを申し上げたいと思います。

今回、私は、国家公安委員長という立場はさておき、私個人、政治家の思いいたしましては、

委員が度々申されることはよく肝に銘じて警察を指導していただきたい、このように考えております。

○藤岡委員 大臣、肝に銘じていただいたことはありがたいと思うんですが、これは本当にあります

改めて、これはまだまだ審議不十分でございますし、古川大臣、今のやり取りも含めまして、やはりこれは法案の修正というのを考えていただきたいと思うんですね。まだまだこれは解釈が揺れ動いております。解釈が揺れ動いている中で、この法案をこのままの状態で通すというのは、やはりこれは法案を修正していただく必要があると思います。古川大臣、いかがでしょうか。

○古川国務大臣 表現の自由といふものは極めて重要であるということは、これはもう当然のことでありまして、自由始め基本的人権の保障、あるいは国民の権利の擁護というのは法務大臣の責務でありますから、その上で、今回提出をさせていただいております法案は、御懸念の表現の自由を損なうもの、毀損するものではないというふうに確信を持っております。

○鈴木委員長 次に、前川清成君。

○前川委員 時間も限られておりますので、今日は、侮辱罪の法定刑引上げに限つて大臣の所見を伺いたいと思っております。

そこで、まず、木村花さんへの誹謗中傷であつたり、その当事者に対する量刑、科料九千円、こういうことに鑑みますと、私も、侮辱罪の法定刑、これは低過ぎるのではないか、そう考えております。

他方で、木村花参考人が参考人質疑で述べられたとおり、侮辱罪の法定刑引上げが表現の自由を萎縮させ得るのではないか、この点は、大臣も表現の自由の重要性について再三言及されているとおりです。また、二之湯大臣もおっしゃるように、認められるように、言葉狩りや言論封じに悪用され得るのではないか、この点は、大臣も表現の自由の重要性について再三言及されているとおりです。

しかし、一方で、委員始め複数の委員が、この委員会においても、表現の自由を萎縮させ得るのではないかという観点からの御質問を累次にわたくつておられます。これは、表現の自由といふことは非常に大事な価値観でありますから、その意味でも、その懸念を払拭をし、明らかにするため、表現の自由を萎縮させないために、そのために、表現の自由を萎縮させないために、言論封じに悪用され得るために、明確なルールを用意しておかなければならぬのではないかと私は考えております。

この議論のスタートライン、ここに相違があるのかどうかについて、まずは法務大臣に伺いたいと思います。

○古川国務大臣 表現の自由は憲法で保障された極めて重要な権利でありまして、これを不当に制

か、不当に表現の自由を制限するものではありませんが、そういう御懸念があるとするならば、やはり丁寧にこの立法の目的や趣旨というもの周知をして、そのための御理解、国民の理解を推進させる、そのための最大限の努力はしていただきたい

せんが、そういう御懸念があるとするならば、やはり丁寧にこの立法の目的や趣旨というもの周知をして、そのための御理解、国民の理解を推進させる、そのための最大限の努力はしていただきたい

か、せんが、そういう御指摘は非常に、ごもっともといいますか、私はそれは重いものだと私は考えております。

限することがあつてはならないということは私も度々申し上げておるところです、法務大臣といふものはこういう価値観をしつかり守るということが大事な責務であるというふうに自覚をいたしております。

侮辱罪といふものは、事実を摘示せずに公然と人を侮辱する行為を处罚するものでありまして、ここに言う侮辱とは、他人に対する軽蔑の表示であると解されております。

具体的にいかなる行為が侮辱罪における侮辱に該当するかは、収集された証拠に基づき個別に判断されるべき事柄であり、一概に基準としてお示しすることは困難であります。過去に侮辱罪で有罪が確定した裁判例において示された犯罪事実がこれは参考になるだらうというふうに考えられます。

法制審議会の部会では、過去に裁判所において

侮辱罪の成立が認められた事案の概要等をまとめた事例集を資料として配付したほか、侮辱罪の成

立が認められた複数の事例を口頭で紹介したとこ

りあります。

委員がお尋ねになつた趣旨、基本的に私どもは

委員と変わらない考え方を持っているということを申し上げたいと思います。

〔委員長退席、井出委員長代理着席〕

○前川委員 大臣、今の、答えがはつきりしていなかつたんですけども、明確なルールは必要なかどうか、これを申し上げているんですけどけれども、結論として、必要なのか不要なのか、この点だけお答えいただけませんか。表現の自由が大事だと認識されることは何十遍も聞きましたので、もう結構です。明確なルールを、必要か必要でないのか、必要だとしたら、それを用意するのかしないのか、この一点です。

○古川国務大臣 犯罪の成否ということは、これ

はもう委員大変お詳しいところでござりますけれども、捜査機関によって収集された証拠に基づい

て、法にのつとつ個別に、具体的に判断をされるべきものであります。

例え話でよくこの委員会でも例示されるわけですがれども、しかし、単純化した事例として紹介されたケースであつても、実際の状況、例えば発言であれば、その発言の趣旨や目的や、それがなされた状況であるとか背景であるとか、それこそ千差万別であります。それを具体的なルールという形で示すことはできないでござります。

もし仮に、検察庁を所管しております法務大臣あるいは法務省において、そういうことを、具体的なルールということで、何かぎちぎち具体的なことを言い出しますと、これは、捜査機関あるいは裁判所、そういうものに対して様々な判断なり予見なりを与えてしまつ、そういうおそれがあるわけであります。そこは厳に慎まなければならぬと思います。

しかし、申し上げておりますのは、そうはいいましても、やはり表現の自由ということはございまますから、国民の皆さんに、それが過剰な不安をあおるようなものであつてはなりません。ですから、その意味では、この法改正の趣旨や目的等を、やはり周知して理解をいたゞくよう、そのための努力というのは、私は惜しむべきでないというふうに考えております。

○前川委員 この議論の前提でそもそも大臣と立場が異なるということは、もう想定もしていませんでした。後でちょっと、じゃ、この点については詳しく議論させていただきたいと思います。

○前川委員 この議論の目的でそもそも大臣と立場が異なるということは、もう想定もしていませんでした。後でちょっと落ち着いて私の質問を聞いていただきたいと思います。

今のお話だと、インターネット以外の場面でも

侮辱罪の法定刑を引き上げる必要があるんだ、こ

ういう御答弁でしたが、そうであれば、法務省が

事前に配つていたこの説明資料、ここによると、

近年、インターネット上の誹謗中傷が社会問題化

している、だから引き上げる、こういうふうに書

いてあるんですけど、この資料は間違っていた、こ

ういうことですか。

○古川国務大臣 本改正の趣旨は申し上げたとおりであります。あくまでも契機として、その事

件は、この議論の、改正の契機として、その一つとして捉えているところでございます。

○前川委員 秩序に説法ですけれども、大臣が繰り返し繰り返しおっしゃるように、表現の自由、人権カタログの中でも優越的な地位にある表現の自由、これを規制する以上は、明白な害悪、放置はございません。インターネット上のものであるとそれ以外のものであるとを問わず、正当な表現行為を規制しようとするものではございません。

正当な表現行為については、仮に相手の社会的評価を低下させる内容であつても、刑法第三十五条の正当行為として違法性が阻却され、处罚されないと考えられ、このことは、今般の法定刑の引上げにより何ら変わることはございません。

本改正の趣旨を申し上げますと、近時、SNSなどのインターネット上の誹謗中傷が特に社会問題化していることを契機として、インターネット上の誹謗中傷というのは一つの契機にすぎないんだ、今そういうふうに答弁をなさいました。

つまりましてはお尋ねをしたいと思うのですが、題だから、その部分に限つて法改正をなさるのかと思つていたところ、これも意外な答えでしたけれども、大臣は、いや、そうじゃないんだ、インターネット以外の場面でもやはり規制が必要なんだ、インターネット上の誹謗中傷というのは一つの契機にすぎないんだ、今そういうふうに答弁をなさいました。

○古川国務大臣 繰り返しになりますけれども、SNSなどのインターネット上の誹謗中傷が特に社会問題化しているということを契機として、インターネット以外のものも含めて誹謗中傷全般に對する非難が高まつてきています。

○前川委員 インターネット以外の場面では、法定刑を引き上げることが必要であることから、今回

法的評価を示し、これを抑止するため、その法定刑を引き上げることが必要であることから、今回

の法律案を提出したところであります。

○前川委員 正当な表現行為かどうかの議論は後でさせていただくつもりで、質問通告をしておりましたので、大臣、ちょっと落ち着いて私の質問を聞いていただきたいと思います。

○前川委員 今のお話だと、インターネット以外の場面でも

侮辱罪の法定刑を引き上げる必要があるんだ、こ

ういう御答弁でしたが、そうであれば、法務省が

事前に配つていたこの説明資料、ここによると、

近年、インターネット上の誹謗中傷が社会問題化

している、だから引き上げる、こういうふうに書

いてあるんですけど、この資料は間違っていた、こ

ういうことですか。

○古川国務大臣 本改正の趣旨は申し上げたとおりであります。あくまでも契機として、その事

件は、この議論の、改正の契機として、その一つとして捉えているところでございます。

○前川委員 秩序に説法ですけれども、大臣が繰り返し繰り返しおっしゃるように、表現の自由、人権カタログの中でも優越的な地位にある表現の自由、これを規制する以上は、明白な害悪、放置

することができない害悪が必要だ、こうなつて

ます。

今般、私は、インターネット上の誹謗中傷が問題だから、その部分に限つて法改正をなさるのかと思つていたところ、これも意外な答えでしたけれども、大臣は、いや、そうじゃないんだ、インターネット以外の場面でもやはり規制が必要なんだ、インターネット上の誹謗中傷というのは一つの契機にすぎないんだ、今そういうふうに答弁をなさいました。

つまりましてはお尋ねをしたいと思うのですが、題だから、その部分に限つて法改正をなさるのかと思つていたところ、これも意外な答えでしたけれども、大臣は、いや、そうじゃないんだ、インターネット以外の場面でもやはり規制が必要なんだ、インターネット上の誹謗中傷というのは一つの契機にすぎないんだ、今そういうふうに答弁をなさいました。

○古川国務大臣 繰り返しになりますけれども、SNSなどのインターネット上の誹謗中傷が特に社会問題化しているということを契機として、インターネット以外のものも含めて誹謗中傷全般に對する非難が高まつてきています。これを抑止すべきだという国民の意識が高まつてきているということです。

○前川委員 こうしたことに鑑みまして、今回の法定刑の引き上げということを御提案しているということでございます。

○前川委員 ちょっと、大臣、論理的にかみ合つてないと思うんですけども、インターネット上の誹謗中傷に関しては、例えば、木村花さんのことであつたり、あるいは池袋で御家族を亡くされた男性に対する誹謗中傷であつたり、様々なことは行き過ぎやでと、特に、ツイッターなどは匿名で投稿することができるんで、どんどんどんどん、リツイートというんですか、それが繰り返されることによつて誹謗中傷が広まつていく、こ

れを何とかしやんなんあかんというふうな声は私も聞いていますけれども、そうじやなくて、リアルな場面ですよ、インターネット以外の場面で、社会的にこれは取り組まなければならないというふうな声は、一体どんな状況下で、どういう人たちからそんなお声が上がっているんですか。

○古川国務大臣 その点に関しまして最近の例として申し上げますと、例えば、被告人らが被害者に対して、その学校名を挙げまして、〇〇、こんなものは学校でない、ろくなしの〇〇、学校名です、を日本からたき出せなどと怒号をし、公然と被害者を侮辱した事案がございます。また、被告人らが、被害者の顔写真を明示した上で、この顔にびんときたらコロナ注意、地名を挙げまして、〇〇、地名ですけれども、〇〇で初コロナ感染者などと記載したビラをまくなどして、公然と事実を掲示して被害者の名誉を毀損した事案について、これは名誉毀損罪により刑が言い渡されたというような例もございます。

○前川委員 大臣の今おっしゃっているのはいわゆるヘイトスピーチの問題であって、それはそれに焦点を当てて規制を考えるべきじゃないですかね。

大臣は強弁されましたが、社会問題化になつて

いるのは、当初、法務省が認めていたと

おり、法務省も想定していたとおり、インター

ネット上の誹謗中傷、これが社会問題化になつて

いる。そうであれば、私は、インターネット上の

誹謗中傷の問題にもっと焦点を当てた法改正がよかつたのではないかと思います。

その上で大臣にお尋ねしたいのですが、表現の

自由というのが人権カタログの中でも優越的な地

位にある。だから、必要な範囲を超えて表現の自

由を規制する、これは駄目ですよ。これは、違

憲性判断基準としては、過度に広範性ゆえに無効

のテストというのがあります。必要な範囲を超えて規制をしてしまうと、もうそれは、法律の中身に立ち入らずに、文面上、当該法律が憲法違反になつてしまつという、合憲性判断テストがあり

ます。

ます。

のうちに申し上げたわけでございます。

○前川委員 いや、今申し上げたとおり、ただた

だツイッターにですよ。具体的な背景も何にもな

いわけだ。

総理大臣が別にAさんであろうとBさ

んであるとCさんであるといいわけです。そ

のとく総理大臣を、一個人の方が、あほだ、無

能だと投稿をした、それだけの事情です。

判斷できない、というのは、じゃ、具体的に更

に、個別具体的にどのような事情が分かれば判断

できるんですか。

○二之湯国務大臣 倦辱罪に当たるかどうかは、

米山議員からの質問、あるいは私がまだ質問する

前にお答えをいただいた、倦辱、その構成要件に

ついて議論をしたいと思うんですが、例えば、個

人がツイッターにA総理大臣はあほだ、無能だと

投稿したら、倦辱罪が成立するのかどうか。これ

について、今法務大臣は、具体的な事例に即さ

いと、法と証拠に照らさないと答えられない、千

差万別だ、個人がツイッターにA総理大臣はあほ

だ、無能だと投稿した、これが倦辱罪が成立する

かどうかは分からぬ、こういうお答えだったと

思いますが、国家公安委員長、今日はお越しいた

だいていますが、国家公安委員長も同じ御見解で

しょうか。

○二之湯国務大臣 今回の法改正によりまして、こ

れは前々回でしたか、たしか米山委員とのやり取

りの中でも申し上げたと思うんですけども、対

象となる行為、構成要件に該当する、対象となる

行為というのあります。それが横ですね。そし

て、縦が、当罰性という言葉を使ったわけですか

れども、そうすると長方形になるわけですけれども、その対象が構成要件

も今回の法改正によってその対象が、構成要件

は変わりませんから対象が横に広がるわけではな

いんですね。ただ、一部、悪質なものというもの

に対して法的評価を加えるということございま

すから、下限を維持したまま上限を引き上げると

いうことでありますから、長方形がし字形になる

ということです。のっぽの長方形になるの

ではなくてし字形になるということでありまし

て、その意味では、委員が御懸念になつて

うな御心配は当たらないというふうに考えており

ます。

○前川委員 大臣がおっしゃるようにし字形にす

るのであれば、インターネット上の誹謗中傷の部

分だけを、その縦軸というんですか、そうするべきじゃないんですか。一般に、例えば甲子園球場で、三振したバッターに対して、おまえ辞めてし

まえ、このやじがひどいやんけというふうな声は

上がつていないと私は思います。この過度の広範

性のテストについては、是非、将来最高裁で問題

とならないような検討が必要ではないかと思

います。

○二之湯国務大臣 総理が無能だという、そういう特定の行為が倦辱罪に当たるかどうかにつきましては、個別の事案の具体的な事実関係というものはよく調べて、そして把握した証拠に基づいて判断されるべき事柄でございます。

それがあえて例えば法務大臣から犯罪の成否を

論じた場合には、検察を含む捜査機関や裁判所に

不當な影響を与えるおそれがあるばかりか、社会

一般に対しまして、検察がそういう判断をするん

だなというような誤解を招いてしまう、そういう

弊害が生じるということございまして、そう

いうおそれからお答えを差し控えていたというこ

とでございます。これはよく委員も御存じだと思いますけれども、どうか御理解をいただきたいと

思います。

○前川委員 いや、誤解を与えたらあかんから、

と思います。

十五条の正当行為として違法性が阻却され、处罚

○井出委員長代理

二之湯國家公安委員長、時

に分かっておかないと表現の自由を萎縮させてしまって、だから私は具体的な事例として、あほや無能、ツイッターに投稿する、これが侮辱罪に当たるかどうかお尋ねをしています。

その上で、大臣も御存じだと思いますが、最高裁判所の昭和五十年九月十日の大法廷判決があります。いわゆる徳島市公安条例事件。これはこんなことを言つてます。ある判決去規規が愛未不明なことと言つてます。ある判決去規規が愛未不明な

かないと、大臣は冒頭否定されましたけれども、明確なルールを決めておかないと、この最高裁判所の昭和五十年九月十日の大法廷判決に照らしても、今回の法改正というのが憲法違反というそぞりを免れないのではないか。でも、そういうことになつてはいけないので、今、明確な基準を決めておく、そのことを是非与野党が一致をして努力をしてるべきではないか、こういうふうに申し上げております。

この月准生の理論につけては、かがですか、主

○前川委員 大臣、分かっておられると思った上
であえて申し上げますけれども、刑法三十五条
は、正当な行為は罰しないとは書いておりませ
ん。刑法三十五条は、「法令又は正当な業務によ
る行為は、罰しない。」こう書いているわけです。
したがつて、例えば、朝日新聞や産経新聞が、
正当な、いやいや、A経理大臣は駄目だ、こう書
けば、それは正当な業務行為かもしませんが、
個人の場合は業務行為ではありません。それにも
かかづらず、いや、刑法三十五条どことんつゝる

〇二之湯國務大臣 どうのような行為が社会生活上
正当なものと認められるかどうかについては、個
別の事案の具体的な事実関係に即して、把握した
証拠に基づき判断がなされるものであり、一概に
お答えすることは非常に難しいものであると思いま
す。

いずれにいたしましても、警察では、これまで
も法と証拠に基づいて適切に対応してきており、
このことは今回の改正法案が成立した後であつて
も全く変わらない、このよう思っています。

の理解において、具体的の場合に当該行為がその適用を受けるものかどうかの判断を可能ならしめるような基準が読み取れるかどうかによつてこれを決する。言い換えれば、通常の判断能力を有する人がツイッターに、A総理大臣はあほや、こう書き込んだときに、これが侮辱罪に当たるか当たらぬいか事前に判断が可能でないと駄目ですよ、刑法規の明確性を欠きますよ、こういうふうに最高裁判所の昭和五十年の九月十日の判決は言つてゐるわけです。

○古川国務大臣　今委員から、判例を引かれまして、曖昧であつたら憲法違反だというような趣旨での御意見がございましたけれども、刑法二百三十一條、侮辱罪の構成要件が明確性を欠くと判断されたことはございません。そして、今回の法改正においても、この構成要件を何ら変更するというものではありません。

○前川委員　その今まで判断されたことがないといふのは、今まで全部、明確だという判断が裁判所によつて示されしたこという意味ではないんです。

「ここはもう私の方から申し上げますと、そこを議論したいわけじゃありませんので私の方から申し上げますと、社会的相当性があるかないか、こういうことになると思います。そうしたら、Aさんはあはだと投稿したその投稿に社会的相当性があるかどうか、これを刑事手続においては一番最初に判断するのは警察になるわけですけれども、現場の警察官はどういうふうなメルクマールで社会的相当性を判断するのですか。

○前川委員 時間が参りましたので、これで終わりますが、今日の議論を通して、結局、明確な基準は何もない。もしこれがまかり通つてしまつと、恣意的な、差別的な言論弾圧を許してしまうことになるのではないかと思います。この続きをまたさせていただけたらと思います。

○井出委員長代理 次に、鈴木義弘君。

○鈴木(義)委員 国民民主党の鈴木義弘です。

視点を変えた質問をいたしますので、明確な御答弁をいたゞきたいと思います。

ですが、先ほどの二之湯大臣の答弁、具体的な状況としては、ツイッターにA総理大臣はあはだ無能だと投稿した、それだけ。ほかに具体的な状況は何にもありません。別に、その投稿した人が立憲民主党的支持者だとか、あるいは共産党的支持者とか、維新的支持者とか、そういう背景も何もない。あるいは、その人が九州に住んでいたとか、大阪に住んでいるとか、北海道に住んでいたとか、そんな具体的な状況も何もなし。ただ、ツイッターに投稿した。それが、二之湯大臣のおっしゃるようによ、犯罪になるのかならないのか分からぬといふことになれば、場合によつては刑務所に行かないといけないかもしれない。先ほど藤岡議員からも議論ありましたけれども、逮捕されなれば、表現の自由を委縮させることは明らかだ

科料にすぎないので、大きな問題になつてこなかつた。略式命令で九千円で済るので、みんなそこでまで言つてこなかつたということなんです。

でも、これからは刑務所に行くかどうかといふ問題になつてくるわけだから、やはりこの明確性の論理というのが、この後、大きな議論になるんじゃないかと私は思います。

その上で、大臣、繰り返し繰り返し、正当な表現行為であれば、それは保障されるんだ、侮辱罪にならないんだ、こういうふうに繰り返しておられますのが、正当な表現行為であれば侮辱罪に当たらない、これはどういうふうな法律上の根拠になるのでしょうか。

○古川国務大臣　公正な評論、健全な批判といった正当な表現行為につきましては、仮に相手の社会的評価を低下させる内容であつても、刑法第三

○二之湯國務大臣 被害者からの被害の届出によりまして警察において侮辱罪に該当するかどうかの可能性がある行為を認知した場合には、当該行為が正当行為として違法性が阻却されるかどうかも含め、第一義的には警察において判断することになつておるわけでございます。

特定の行為が正当行為、正当な表現行為に当たるかどうかについては、個別の事案の具体的な事実関係に即して、把握した証拠に基づき判断されるべきものと聞いております。

○前川委員 いや、その具体的な、どういう事情があれば社会的相当性があると認められて、どういう場合には社会的相当性がない、だから犯罪だ、侮辱罪だということになるのですか、その判断基準は何ですか、こういうふうにお聞きをしております。

は、今回の法律の改正で、保護観察の拡大や強化に、社会復帰させる方法として異論がないんですねけれども、法務大臣の所信に対する質疑のときには、保護司の方の質問をさせていただいたんですねけれども、この改正案により保護観察つきの執行猶予判決が増える可能性がある中で、今まで以上に保護司の先生方の負担も増えるのではないかとう心配をしています。

現在、保護司の先生方の高齢化もあり、また、保護司を受けてくれる人が減少していると聞きます。一方で、なりたいという人は、適任者とは言えない方もいらっしゃるというのを、現場の保護司の方からお話を聞きます。

保護司の方が、新たな保護司の候補者となる人に打診をして、保護司になり手を確保している。保護司が保護司を確保しているわけですね。そ

るのでしょうか。
○古川国務大臣　公正な評論、健全な批判といつた正当な表現行為につきましては、仮に相手の社会的評価を低下させる内容であっても、刑法第三百四十九条の規定による違法性はないものと判断いたします。

いう場合には社会的相当性がない、だから犯罪だ、侮辱罪だとことになるのですか、その判断基準は何ですか、そういうふうにお聞きをしております。

司の方からお話を聞きます。
保護司の方が、新たな保護司の候補者となる人
に打診をして、保護司になり手を確保している。
保護司が保護司を確保しているわけですね。そ

るのでしょうか。
○古川国務大臣　公正な評論、健全な批判といつた正当な表現行為につきましては、仮に相手の社会的評価を低下させる内容であっても、刑法第三百四十九条の規定による違法性はないものと判断いたします。

いう場合には社会的相当性がない、だから犯罪だ、侮辱罪だとことになるのですか、その判断基準は何ですか、そういうふうにお聞きをしております。

司の方からお話を聞きます。
保護司の方が、新たな保護司の候補者となる人
に打診をして、保護司になり手を確保している。
保護司が保護司を確保しているわけですね。そ

いつた方というのは、大体、地元で町会長とか自治会長をやつてたり、民生委員を既に引き受けているような方に依頼することが多いんだそうです。そういう方は、やはり、違う仕事というんですか、職責を持つてはいるがために、多忙を極めている。

それで、保護司と観察者との信頼関係を構築するためには、保護司の先生方は独自で工夫していらっしゃるんだそうです。ある方は、観察者との初回の面会では、自身で作ったスライドショーを対象者に見せ、保護観察とは何か、保護司の役割とは何など、話を聞いていらっしゃるんだそうです。そういうたところに法務省が資料を提供して配付する取組などをすれば、保護司の方の負担も減ると思われるんですね。

また、保護司の連絡が電話連絡であつたり、資料作りや配付は保護司の方が持ち回りでされているというふうに聞きます。それでは事務負担が大きくなり、対象者と向き合う時間がそこに割かれてしまって、本来の役割が十分に全うできないんじゃないかと感じるんですね。

なり手不足は深刻であり喫緊の課題と考えますが、なり手の確保のためになされている取組、今回、法律が改正になれば、そういう対象者が増えます。それでは事務負担が大きくなり、対象者と向き合う時間がそこに割かれてしまって、本来の役割が十分に全うできませんけれども、私が聞いたのは千円。ガソリン代は、何キロまでだつたら幾らと。

そういう状況の中で、ある意味、先ほど申し上げましたように、スライドショーまで自分で作つて、提示をさせて、観察者 犯罪を犯した人に、どういうことなんですかというのを説明する、そういう費用は全然見ないんでしょう。だから、今日、資料配付を認めてもらつたんですけれども、これも借りてきましたよ、保護司の方から。これが全部頭に入っているのかなと思うぐらい、濃密ですよね。犯罪を犯す人はいろいろなパターンの人がありますから、それに基づいた、どういう対応をして社会復帰させるかというのが保護司の方の役割ということであろうと思います。

是非、人手確保のための取組をお示しいただきたいと思います。

〔井出委員長代理退席、委員長着席〕

○宮田政府参考人 お答え申し上げます。
苦労をおかけしておることについて頭が下がる思

いでございます。

法務省としましては、保護司の適任者確保のために保護司候補者検討協議会の開催、保護司活動インターンシップの実施などに取り組んでまいりました。

また、適任保護司の確保をするためには、保護司活動における不安や負担の軽減も大変重要でありますことから、事件担当の際の保護司複数指名の積極化、更生保護サポートセンターの設置、自宅以外の面接場所の提供といった地方公共団体による支援の拡充、保護司活動のデジタル化の着実な実施などの取組を進めてきたところでございまして、これらも一層取り組んでまいりたいと思つております。

○鈴木(義)委員 今日はこれは資料配付はしなかつたんですけども、保護司の方が法務省の方から言われている、面接したときのやり取りのやつを記録で出すんですけども、これは一枚複写になつてはいるんですけども。これを一枚出すと、千円くれるんだそうです。まあ、金額は分かりませんけれども、私が聞いたのは千円。ガソリ

ン代は、何キロまでだつたら幾らと。
もう一つ、現場で問題だというふうに言われているんですが、保護司として受命されたにもかかわらず、観察対象者が一人もない方が結構いるんだというふうに言われたんですね。つまり、保護司としての名前だけで、実態として活動されない方が昔から問題になつてはいるだけれども、一度保護司になつた以上、辞めさせてほしいとは誰も言えないと聞きます。

実際、保護司として活動されていない方について、どう対処するのか、解任する手続なんかがあるのかどうか。お尋ねしたいと思います。

○宮田政府参考人 まず、保護司法上は解雇といふ言葉をするんですけども、保護司が保護司

そういった意見も踏まえまして、今後、負担軽減等にも取り組んでまいりたいと思います。

○鈴木(義)委員 先ほど侮辱罪の基準の話がずっと議論されていたんですねけれども、保護司になる基準があるんだつたら、保護司として必要な見識が備わっているのかどうか、だから、保護司としてのミスマッチを防ぐことも必要なんだというふうに思います。

その辺の、保護司の受命の基準があれば示してもらいたいと思います。
○宮田政府参考人 保護司を委嘱する基準でございますけれども、保護司は、人格及び行動について社会的信望を有すること、職務の遂行に必要な熱意及び時間的余裕を有すること、生活が安定していること、健康で活動力を有することの全ての条件を満たす人の中から法務大臣が委嘱するということとされてございます。

○鈴木(義)委員 先ほど、私、冒頭で申し上げたように、保護司の人が保護司を探しているんですね。まあ、その基準に合つてはいるかどうかは分かりませんけれども。

もう一つ、現場で問題だというふうに言われているんですが、保護司として受命されたにもかかわらず、観察対象者が一人もない方が結構いるんだというふうに言われたんですね。つまり、保護司としての名前だけで、実態として活動されない方が昔から問題になつてはいるだけれども、一度保護司になつた以上、辞めさせてほしいとは誰

だつたら、誰も見ていないという人がいるわけがないんですね。肩書だけ、何か保護司という肩書きつけて、誰も見ていない、そういう人は解雇されないはずだと思うんですけども、なぜそれが解雇されないのかという、そのところをもう一回。

○宮田政府参考人 お答え申し上げます。
近年、特に事件数が激減しておりますので、その対応して、保護司さんの担当する件数も、負担

といふ意味では減つてきてはいるところもあるんですけども、ただ一方で、先生御指摘いただきまして、どう対処するのか、解任する手続なんかがあるのかどうか。お尋ねしたいと思います。

○宮田政府参考人 まず、保護司法上は解雇といふ言葉をするんですけども、保護司が保護司に定める欠格事由のいずれかに該当するに至つたときは、これを解雇しなければならないというふうに思っているほか、保護司委嘱の条件、先ほど申し上げました四つの条件のいずれかを全く至つた場合などにおきましては、保護観察所の長

の申出に基づいて、これを解嘱することができます。

委員御指摘の、保護司活動を全然していないような人をどうするのかということでございますけれども、保護司に委嘱されても、保護司活動に従事する事が難しい状況になつた場合、これは、まず、保護観察所において、その保護司さんが直面している実情を確認いたします、それが、例えれば処遇活動に従事することについて不安がある

うな人をどうするのかということでございますけれども、保護司に委嘱されても、保護司活動に従事する事が難しい状況になつた場合、これは、まず、保護観察所において、その保護司さんが直面している実情を確認いたします、それが、例えれば処遇活動に従事することについて不安があるうな人をどうするのかといふことでございますけれども、保護司に委嘱されても、保護司活動に従事する事が難しい状況になつた場合、これは、まず、保護観察所において、その保護司さんが直面している実情を確認いたします、それが、例えれば処遇活動に従事することについて不安があるうな人をどうするのかといふことでございます。

○鈴木(義)委員 これから法律の改正、今回、悔

辱罪とは別の刑法の改正があつて、現状の保護司の制度で努力はされているんでしようけれども、なり手不足、高齢化、事務処理負担の問題とか、現状の実費負担で頑張つていらっしゃる保護司の方の費用負担の問題など、様々な問題が今あるわけですよ。

刑法の改正で、拘禁刑に改正しますよ、社会にどんどんなんでもらうようにやつてきましょうということなんでしょうけれども、でも、今まで形式的なことにとらわれがち。例えば、月に二回面談しなさいと言つても、ほとんど変わらない方もいらっしゃるわけだ。生活の状況が余り変わらない。中には、本来、旅行に出かけるとか居住地から違うところに出かけるといったときに、相手方から保護司に連絡をよこすというのがルール化されているにもかかわらず、分からぬい、月に二回会つて。

そういう、今まで何十年となく保護司のやり方をずっと踏襲してきたんでしようけれども、もうそろそろやはり、一回現場をよく精査して、改正していくかないと、また混乱が起きるんぢやないかというふうに思います。

その中で、大臣に、この刑法の改正に伴つて、保護司の方、これもお話を聞くと、観察者というのは二人、それと、刑務所と実社会との間を取り持つ仕事で二人分、家族若しくはその知人の中で環境を整える仕事で、都合四人分の仕事を受け持つてているといふんですね。だから、真面目にやろうという方もいらっしゃれば、先ほど申し上げたように、肩書きだけで終わっちゃつて、よくそこそこのは話合いをしてどうするかといふんですけれども、それを今までずっとやつてきたんだよね。

その辺を含めて、大臣、どうこの保護司の制度を今回の法律の改正に基づいて生かしていくことをお考えなのか、お尋ねしたいと思います。

○古川国務大臣 委員からは大変重要な指摘をいたいたたということで、感謝を申し上げたいと思ひます。

御案内のとおり、保護司は、社会奉仕の精神か

○鈴木委員長 次に、本村伸子君。

○本村委員 日本共産党的本村伸子でございま

す。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

まず、侮辱罪に関して質問をいたします。

侮辱罪の法定刑の引上げによつて、言論の自由を支え続けていたいている、まさに国の宝だ

というふうに私は思います。しかし、現状で、こ

れでいいというような認識は持つております。そこで私も法務省におきまして、保護司の皆様がこうした活動に支障なく取り組めるよう

に、保護司の御苦労や御負担などを軽減すべく、

処遇の円滑化に資する参考資料の配付や研修の実

施、保護司複数指名の積極化、更生保護サポート

センターの設置などの取組を進めてきたところで

ござります。しかし、今、先ほど御指摘もいただ

きましたけれども、これが十分だというような認

識に立つていてるわけではございません。

また、今回の法改正によりまして、保護観察付

執行猶予を受ける者の増加も予想されます。です

から、保護司活動のデジタル化の着実な実施、面

接場所の提供といった地方公共団体による支援の

拡充など、保護司活動の環境整備や、保護司会の

事務も含めた負担軽減の一層取り組んで、保護司

制度を将来に向けて持続可能なものにしていかな

きやいけない、こういう問題意識を持つております。

一方で、繰り返しになりますが、委員御指摘い

ただきましたように、現状、十分にその我々の考

え方が達成できているという状況ではないと思

ますから、そこは、持続可能なものになるよう

に、國の宝である保護司制度がしっかりとこれから

も社会を支えていただけるように、しっかりと努

力を続けていきたいというふうに思います。

○鈴木(義)委員 時間が来ているので終わりにし

ますけれども、若い方にセミナーをやつていると

いつても、三十代、四十代の人が、五十代、六十

代の観察官に、諭せるかといったら、私は難しい

と思いますよ。そのところもちゃんと考えて制度

を構築していくつもりでもらいたいと思います。

終わりります。

が何度も何度も書かれております。

そして、警察の主張は疑問なしとはしません。すとか、警察官の証言はにわかに採用することができます。たゞ、警察官職務執行法第四条第一項及び五条の要件を充足していないのであって、かかる有形力の行使は、国家賠償法の一条一項の適用上、違法と言わざるを得ないと。

警察法二条のところでも、争点五のところでも言われていますけれども、被告の、警察ですね、被告の主張はそもそも前提を欠く、警察官の証言に飛躍があると、うふうに判断をされておりまして、また、争点六のところでも、警察法二条所定の警察の責務を達成するために適法に行われた職務行為と言うことはできないのであって、国家賠償法一条一項の適用上、明らかに違法というふうに判断をされております。

その上で、公共的、政治的な表現行為は特別に尊重されなければならないということで、北海道

警察の行為がやはり憲法に反しているというふうにされたわけでございます。

これを正しかつたと二之湯国家公安委員長が答弁されました。

そこで伺いますけれども、どの法律のどの条文に基づく活動で正しかつたといふうに言つておられるのか、二之湯国家公安委員長にお伺いしたいと思います。

○二之湯国務大臣 委員御指摘の、昨年、一昨年ですが、札幌駅前の安倍総理の演説で、男性が大声を上げ、周囲からは反発の声が上がって、聴衆の一人がその男性を手で押すなどの行為も発生しましたことから、北海道警察はトラブル防止の観点から、警察官職務執行法第四条、第五条に基づき当該男性を移動させたということを報告を受けております。

○本村委員 札幌地裁の判決では、警察官職務執

行法四条の一項の部分の、判決の中でも、画像記録が残つております。それを見ても、警察官の

証言が事実として認められない、警察官の証言は

にわかつて採用することができない、こういうこと

のために現場に赴いているわけではございません。

が何度も何度も書かれております。

そして、警察の主張は疑問なしとはしません。

すとか、警察官の証言はにわかに採用することができます。たゞ、警察官職務執行法第四条第一項及び五条の要件を充足していないのであって、かかる有形力の行使は、国家賠償法の一条一項の適用上、違法と言わざるを得ないと。

警察法二条のところでも、争点五のところでも

言われていますけれども、被告の、警察ですね、被告の主張はそもそも前提を欠く、警察官の証言に飛躍があると、うふうに判断をされておりまして、また、争点六のところでも、警察法二条所定の警察の責務を達成するために適法に行われた職務行為と言うことはできないのであって、国家賠償法一条一項の適用上、明らかに違法というふうに判断をされております。

その上で、公共的、政治的な表現行為は特別に尊重されなければならないということで、北海道

警察の行為がやはり憲法に反しているというふうにされたわけでございます。

これを正しかつたと二之湯国家公安委員長の下で、そういう判断をしている国家公安委員長の下で、全国の警察が動くわけでございます。実際に反することを警察官が証言をして、でつち上げるというふうなことが警察であつてはならないというふうに思つたわけです。こういう判断をする警察が侮辱罪で現行犯逮捕を判断することになるわけです。恣意的な運用があるのではないかといふふうに心配されるのは当然だというふうに思うんですね。

北海道警察の誤りをしつかりと認め、ちゃんと反省をしていかないと駄目なんじやないかというふうに思つたんですけれども、国家公安委員長、お答えをいただきたいと思います。

○二之湯国務大臣 今、議員御指摘の北海道の件

でござりますけれども、北海道警察は、現場におまつして、警察官職務執行法に基づきまして、要人や聴衆の安全確保、あるいは雑踏事故の防止等

決して言論の自由を損ねたり、そういうことはない、このように思つております。

ただ、現在、もう既に国家賠償請求訴訟が係属している事案でございますので、私としてはそれ以上のコメントを差し控えさせていただきたいと思います。

○本村委員

この判決について真摯に受け止めでいただきたいというふうに思つてます。

先ほど来、現行犯逮捕の基準なども議論がありましたが、けれども、判決について、全国の警察に徹底するということも言わわれているんですが、そこでお伺いしたいというふうに思つます。

何が侮辱罪に当たるかについての判決の蓄積があるということで、改めてお伺いをしたいというふうに思いますけれども、全部で何件あるのかと

いうこと、そして、原告、被告、個人、法人の別、どういう分類、分析をしているのか、お答えをいたしました。

○川原政府参考人 お答えをいたしました。

まず、侮辱罪として処罰された事案の件数についてでございますが、平成二十八年から令和三年までの間に侮辱罪のみによりまして第一審判決又は略式命令のあった者は、合計百六十一人でござります。

これら事案につきまして、個人、法人という分類での把握はしておらず、この点についてお答えすることは困難でございます。

また、この事案のうち、事案の概要や科刑、具体的にどのような刑罰が科されたか、そういう状況まで把握しておりますのは、令和二年中に侮辱罪のみにより第一審判決・略式命令のあった事例の合計三十件でございまして、これらにつきましては、法制審議会の部会に事例集としてまとめ提出し、法務省のウェブサイトに掲載しているところでございます。

○本村委員 十分な分析がされていないというふうに思つてますが、現行犯逮捕ができますから、現場に徹底する必要があります。大臣、お答えをいきたいと思います。

表現行為に関して、この濫用があつてはならないということですけれども、せめて大臣とか、あ

るいは議員ですか、政治家に対する発言、発信、こここの部分でそれぞれ何件あるのか、原告、被告の、個人、法人の別、どういう分類、分析があるのかというのをお示しいただきたいと思ひます。

○川原政府参考人 お答え申し上げます。

先ほども御答弁申し上げましたように、事案の概要まで把握しているのは令和二年中の三十件でございまして、これは事例集に掲載しているところでございますが、この事例集に掲載された内容からは被害者の特定につながるような分類を明らかにしておりませんので、今のお尋ねにつきましてはお答えすることが困難でございます。

○本村委員 同じ刑法でも、性犯罪刑法の場合でと、法改正の必要性を調べるに当たっても、その判決とか起訴、不起訴を調べて、法の運用、解釈がどうだったかということを法務省が調べておられますけれども、なぜこの侮辱罪の判決は調べていらないんでしょうか。

○川原政府参考人 お答え申し上げます。

今回私どもで提案させていただいています法改正は、先ほど来から答弁申し上げておりますように、構成要件は全く変更せずに、法定刑の引上げのみでございます。したがいまして、処罰の範囲が従前と変わらないということが前提でございま

す。

その上で、今答弁申し上げましたように、法制審議会の議論におきましては、平成二年中の事例につきまして事例集を作成し、提出し、さらに、これを一般の皆様が御覧いただけるように法務省のホームページに掲載をしているというところでございます。

○本村委員 しかし、今回の法改正でより現行犯逮捕ができるやすくなるわけですから、現場に徹底しまくはならないといふ意味でもしっかりとやる必要があります。なんじやないですか。大臣、お答えをいきたいと思います。

○川原政府参考人 お答え申し上げます。

刑の引上げでございまして、犯罪の成立する範囲について変更がないものでございます。それで、先ほど申し上げたような対応をしているものでございます。

一方、逮捕がどうこうという話になりますと、犯罪の成立する範囲の問題とはまた別のことです。

○古川国務大臣 ざいますので、私どもとして、繰り返しでございま

すが、先ほど委員が例に出されました性犯罪の法改正などの関係でいえば、先ほど来申し上げていますように構成要件の変更がないということです。先ほどの対応をしているところでございます。

それから、先ほどの答弁、一点訂正させていただきます。

私は、令和二年と申し上げるところを平成二年と申し上げておきますので、令和に訂正させていただきます。

○本村委員 そういう状況では、やはり恣意的な濫用があるのではないかということが心配されるわけでございます。

これだけやるわけにはいかないので、次に拘禁刑について質問させていただきたいと思います。

○本村委員 資料を出させていただいておりますけれども、ネルソン・マンデラ・ルールズと言われる、国連の被拘禁者待遇最低基準がございます。その資料を出させていただいておりますけれども、規則三のところに、「拘禁刑及び個人を外界から分離することによる他の処分は、その者から自由を剥奪することにより、自己決定の権利を奪うものであつて、まさしくこの事実こそが、その者に苦痛を与える。それゆえに、刑務制度は、正当な理由に基づく分離拘禁又は規律の維持に伴う場合を除いては、この状態に固有の苦痛をそれ以上に増大させではない」というふうに書かれております。

これが国際的な潮流なんすけれども、一方で、今回の刑法の改定は、拘禁刑なんすけれども、作業の義務がなかつた禁錮刑をなくし、実質、懲役刑に一本化する、拘禁した上に作業も指

導もやるというふうになつております。

これは、ネルソン・マンデラ・ルールズと逆の

方向を向いてるんじゃないかというふうに思ひますけれども、大臣、お答えをいただきたいと思います。

○古川国務大臣 この改正案におきましては、個々の受刑者の特性に応じ、改善更生、再犯防止の上で重要な意義を有する作業と指導とをベストミックスした待遇を行うようになります。

仮に、拘禁刑に処せられた者に作業や指導を拒む者に対し、改善更生、再犯防止のための働きかけを行うことが不可能になり、拘禁刑創設の目

的が達成できないことになります。ですから、作業や指導を義務づけることができるということと

しております。

自由の剝奪以上に苦痛を増大させてはならない旨規定する御指摘のこの規則は、法的拘束力のある国際約束ではないと承知をいたしておりますが、いずれにしても、刑事収容施設法においては、「作業は、できる限り、受刑者の勤労意欲を

高め、これに職業上有用な知識及び技能を習得させるように実施するものとする」と規定され、刑における作業の積極的意義が明らかにされています。

拘禁刑においては、作業を、報い、懲らしめとして課すよりも、むしろ、罪を犯した者が

刑罰における作業の積極的意義が明らかにされ、拘禁刑においては、作業を、報い、懲らしめとして課すよりも、むしろ、罪を犯した者が

刑罰における作業の積極的意義が明らかにされ、拘禁刑においては、作業を、報い、懲らしめとして課すよりも、むしろ、罪を犯した者が

刑罰における作業の積極的意義が明らかにされ、拘禁刑においては、作業を、報い、懲らしめとして課すよりも、むしろ、罪を犯した者が

刑罰における作業の積極的意義が明らかにされ、拘禁刑においては、作業を、報い、懲らしめとして課すよりも、むしろ、罪を犯した者が

刑罰における作業の積極的意義が明らかにされ、拘禁刑においては、作業を、報い、懲らしめとして課すよりも、むしろ、罪を犯した者が

刑罰における作業の積極的意義が明らかにされ、拘禁刑においては、作業を、報い、懲らしめとして課すよりも、むしろ、罪を犯した者が

刑罰における作業の積極的意義が明らかにされ、拘禁刑においては、作業を、報い、懲らしめとして課すよりも、むしろ、罪を犯した者が

刑罰における作業の積極的意義が明らかにされ、拘禁刑においては、作業を、報い、懲らしめとして課すよりも、むしろ、罪を犯した者が

刑罰における作業の積極的意義が明らかにされ、拘禁刑においては、作業を、報い、懲らしめとして課すよりも、むしろ、罪を犯した者が

午後零時十六分散会